

市税のしおり



2023
KASAI CITY
TAX GUIDE

令和5年度版
加西市



はじめに

平素は、当市税務行政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市民の皆様に納めていただいている市税は、加西市が市政を推進していくための大切な財源であり、より良い市民生活のために欠くことのできない自主的な財源です。

この「市税のしおり」は、市税の使いみちやしくみなどを簡単にまとめたもので、納税のご案内などもあわせて掲載しています。

市税についてなお一層のご理解、ご協力をいただければ幸いに存じます。

令和5年10月

※令和5年度に適用される制度等を掲載しています。

目 次

1. 令和5年度予算の概要	P 1 ~ P 3
一般会計歳入・市税収入・一般会計歳出・項目別歳出当初予算比較	
2. 市税のあらまし	P 4
3. 市民税	P 5 ~ P 23
・個人市民税	P 5 ~ P 22
・法人市民税	P 23 ~ P 25
4. 固定資産税	P 26 ~ P 37
・土地	P 24 ~ P 31
・家屋	P 32 ~ P 36
・償却資産	P 37
5. 都市計画税	P 38
6. 軽自動車税種別割・環境性能割	P 39 ~ P 46
7. 市たばこ税	P 47
8. 国民健康保険税	P 48 ~ P 52
9. 市税の納付	P 53 ~ P 59
10. 市税に関するお問合せ・証明について	P 64 ~ P 63
Q & A コーナー	P 64 ~ P 77
1. 個人市民税	P 64 ~ P 66
2. 法人市民税	P 67
3. 固定資産税・都市計画税	P 68 ~ P 71
4. 軽自動車税種別割	P 72 ~ P 73
5. 国民健康保険税	P 74 ~ P 75
6. 市税の納付	P 76 ~ P 77

1. 令和5年度予算の概要

令和5年度加西市一般会計の当初予算総額は、245億3,000万円で対前年度当初予算比9.5ポイント増で約21億3千万円の増となっています。

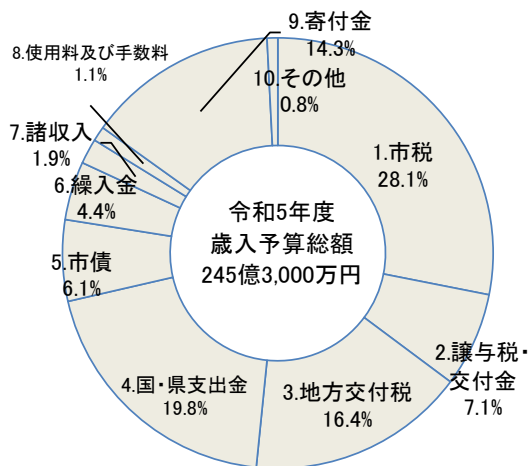
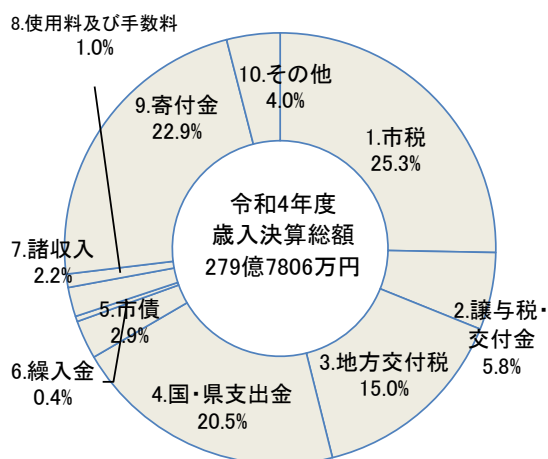
一般会計歳入総額の中で、市税は28.1%を占めており、市の歳入の中で最も多く、国・県支出金19.8%、次いで地方交付税16.4%、寄付金14.3%の順となっています。

また、歳出においては、福祉対策、保育所関係の民生費が30.4%、施設管理・一般行政サービス等の総務費が20.8%、ごみ処理や環境対策、健康づくりなどにかかる衛生費が10.0%、小・中・特別支援学校・幼稚園・社会教育等の教育費が9.7%の順となっています。

(1) 一般会計歳入

税目	金額(千円)	割合(%)
1.市税	7,075,002	25.3
2.譲与税・交付金	1,621,458	5.8
3.地方交付税	4,199,819	15.0
4.国・県支出金	5,728,387	20.5
5.市債	811,100	2.9
6.繰入金	108,475	0.4
7.諸収入	615,217	2.2
8.使用料及び手数料	278,330	1.0
9.寄附金	6,394,111	22.9
10.その他	1,146,156	4.0
計	27,978,055	100.0

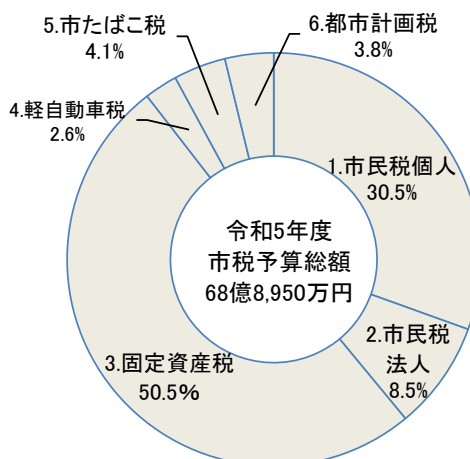
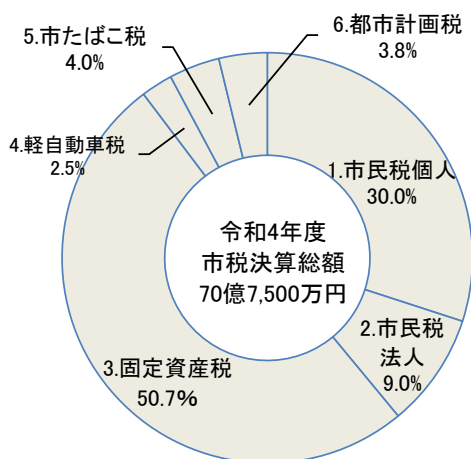
税目	金額(千円)	割合(%)
1.市税	6,889,500	28.1
2.譲与税・交付金	1,748,000	7.1
3.地方交付税	4,020,000	16.4
4.国・県支出金	4,845,706	19.8
5.市債	1,508,400	6.1
6.繰入金	1,088,140	4.4
7.諸収入	456,432	1.9
8.使用料及び手数料	278,867	1.1
9.寄附金	3,511,993	14.3
10.その他	182,962	0.8
計	24,530,000	100.0



(2) 市税収入

令和4年度市税収入（決算額）		
税目	金額(千円)	割合(%)
1.市民税個人	2,121,784	30.0
2.市民税法人	639,252	9.0
3.固定資産税	3,583,500	50.7
4.軽自動車税	176,845	2.5
5.市たばこ税	282,820	4.0
6.都市計画税	270,801	3.8
計	7,075,002	100.0

令和5年度市税収入（当初予算額）		
税目	金額(千円)	割合(%)
1.市民税個人	2,099,400	30.5
2.市民税法人	585,500	8.5
3.固定資産税	3,479,400	50.5
4.軽自動車税	176,600	2.6
5.市たばこ税	280,000	4.1
6.都市計画税	268,600	3.8
計	6,889,500	100.0

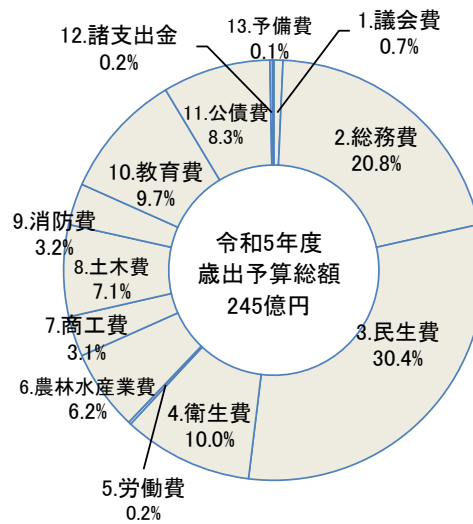
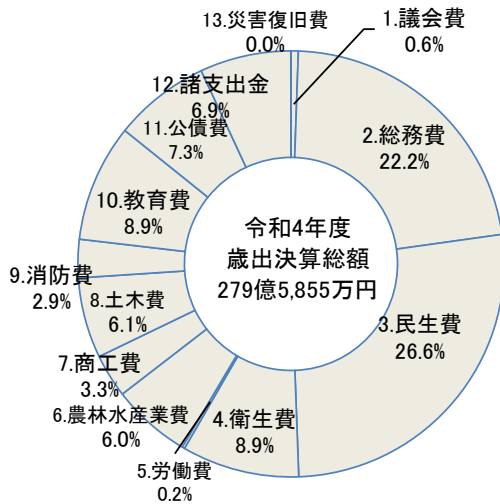


(3) 一般会計歳出

1年間の支出のことを「歳出」と言います。歳出には、福祉、教育、消防など市民の暮らしに関わる経費をはじめ、都市基盤の整備や環境施策に関わる分野に使われる経費などがあります。

令和4年度一般会計歳出（目的別決算額）		
区分	金額(千円)	割合(%)
1.議会費	157,104	0.6
2.総務費	6,070,274	22.2
3.民生費	7,284,241	26.7
4.衛生費	2,436,832	8.9
5.労働費	53,007	0.2
6.農林水産業費	1,646,849	6.0
7.商工費	904,981	3.3
8.土木費	1,652,621	6.1
9.消防費	784,927	2.9
10.教育費	2,421,624	8.9
11.公債費	1,997,059	7.3
12.諸支出金	1,880,298	6.9
13.災害復旧費	1,179	0.0
計	27,290,996	100.0

令和5年度一般会計歳出（目的別予算額）		
区分	金額(千円)	割合(%)
1.議会費	164,221	0.7
2.総務費	5,093,345	20.8
3.民生費	7,454,187	30.4
4.衛生費	2,455,124	10.0
5.労働費	50,736	0.2
6.農林水産業費	1,519,376	6.2
7.商工費	752,227	3.1
8.土木費	1,749,776	7.1
9.消防費	793,117	3.2
10.教育費	2,384,058	9.7
11.公債費	2,042,907	8.3
12.諸支出金	50,926	0.2
12.予備費	20,000	0.1
計	24,530,000	100.0



(4) 項目別の歳出当初予算比較

(令和4年度)

① 福祉と子育て支援に関する予算	72億4,237 万円
② 健康づくりと環境衛生に関する予算	21億8,620 万円
③ 農林業・産業振興に関する予算	13億7,222 万円
④ まちづくりに関する予算	66億4,200 万円
⑤ 教育に関する予算	21億2,927 万円
⑥ その他	28億2,794 万円
合 計	224 億円

(令和5年度)

① 福祉と子育て支援に関する予算	74億5,419 万円
② 健康づくりと環境衛生に関する予算	24億5,512 万円
③ 農林業・産業振興に関する予算	15億1,938 万円
④ まちづくりに関する予算	76億3,624 万円
⑤ 教育に関する予算	23億8,406 万円
⑥ その他	30億8,101 万円
合 計	245億3,000 万円

2. 市税のあらまし

加西市の市税には、次の6種類があり「普通税」と「目的税」に分けられます。

「普通税」は、税金の使いみちが特定されず、どのような事業の費用にも充当することができる税金です。

「目的税」は、税金の使いみちが特定されているもので、都市計画税は都市計画事業等の費用に、国民健康保険税は国民健康保険事業の運営・給付等の費用に充当されます。

※都市計画税は令和6年度から廃止されます。

(1) 普通税

- ① 市民税
 - ・個人市民税
 - ・法人市民税
- ② 固定資産税
- ③ 軽自動車税（種別割、環境性能割）
- ④ 市たばこ税

(2) 目的税

- ① 都市計画税
- ② 国民健康保険税（一般会計の市税ではなく、特別会計に属する税金です）



(参 考)

(1) 国税

- ① 直接税 — 所得税、法人税、相続税、贈与税、復興特別所得税
- ② 間接税 — 消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、石油ガス税
航空機燃料税、石油石炭税、登録免許税、印紙税、自動車重量税
関税、とん税、特別とん税、電源開発促進税

(2) 県税

- ① 普通税 — 県民税、県民緑税、事業税、自動車税（種別割、環境性能割）
不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税
地方消費税、軽油引取税、県の課す固定資産税
- ② 目的税 — 狩猟税、水利地益税(兵庫県なし)

3. 市民税

市民税は、一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれ、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じて負担するという性格をもっています。

さらに市民税は、個人が負担する個人市民税と法人が負担する法人市民税に分かれます。

1. 個人市民税

個人市民税は、税を負担する能力のある方が広く均等に負担する「均等割」と、その能力に応じて負担する「所得割」によって構成されています。

また、個人県民税は兵庫県の税金ですが、納税者や課税標準などが市民税と同じであることから、両方の税金を合わせて「住民税」又は「市・県民税」と呼ばれ、納税者の便宜等を図るために加西市で合わせて課税・徴収し、納められた税金のうち、県民税分を兵庫県に振込んでいます。

(1) 納税義務者

納税義務者	納める税額
市内に住所を有する個人	均等割額と所得割額
市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない個人	均等割額のみ

※市内に住所・事務所等を有するか否かは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断します。

(2) 市・県民税が課税されない者（均等割も所得割もかからない者）

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者

(3) 均等割がかからない者（前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の場合）

$28 \text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10 \text{万円} + 16 \text{万}8 \text{千円}$ 〔控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算〕

※合計所得金額：分離課税分を含む全ての所得の合計額（土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除の適用前、純損失又は雑損失の繰越控除の適用を受ける前の金額）

※16歳未満の扶養親族の人数を含めて算定します。

(4) 所得割がかからない者（前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の場合）

$35 \text{万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10 \text{万円} + 32 \text{万円}$ 〔控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算〕

※16歳未満の扶養親族の人数を含めて算定します。

※総所得金額等：分離課税分を含む全ての所得の合計額（土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除の適用前、純損失又は雑損失の繰越控除の適用を受けた後の金額）

(5) 非課税所得（次に掲げる所得は収入金額にかかわらず、課税対象から除外されます）

- ・ 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金等
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料等
- ・ 雇用保険の失業等給付
- ・ 児童手当、児童扶養手当、国民健康保険の保険給付金等
- ・ 相続等により財産を取得する場合や個人からの贈与により財産を受ける場合(但し、相続税または贈与税の課税を受ける場合があります)
- ・ 生活用動産(日常生活使用する家具、衣類等の動産)の譲渡によって生じる所得
- ・ 給与所得者に支給される一定の旅費、限度額内の通勤手当、職務の遂行上必要な現物給与
- ・ 非課税口座内、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等（いわゆる「NISA、ジュニア NISA」）
- ・ 国または地方公共団体が行う保育・子育て助成事業により、保育・子育てに係る施設・サービスの利用に要する費用に充てるために給付される金品

(6) 市・県民税の申告

① 申告が必要な者

令和5年1月1日現在、加西市内に住所がある方で次のいずれかに該当する方（ただし、所得税の確定申告をする方は除きます）

1. 営業・農業、不動産、利子、配当、雑などの所得があった方
※公的年金等の収入が 400 万円以下で、公的年金等以外のほかの所得の金額が 20 万円以下の所得税の確定申告をする必要のない方も市県民税の申告が必要です。
2. 給与所得者で次に該当する方
 - ・ 勤務先から給与支払報告書が提出されていない方
 - ・ 前年の中で退職し、再就職していない方
 - ・ 給与所得以外に所得のある方（給与所得以外の所得が 20 万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も市県民税申告が必要です）
 - ・ 年末調整されていない方で所得控除や税額控除を受けようとする方
 - ・ 年末調整のできない雑損控除・医療費控除などを受けようとする方
3. 配当所得がある方で次に該当する方（金額の多少にかかわらず）
 - ・ 非上場株式の配当所得がある方（所得税の源泉徴収税率が 20%）
 - ・ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式の総数の 3%（平成 23 年 9 月末までは 5%）以上を所有する方（所得税の源泉徴収税率が 20%）
4. 配当割及び株式等譲渡所得割を差し引かれた方で、還付及び税額控除を受けようとする方
5. 生命保険料、地震（損害）保険料、社会保険料、医療費、扶養等の控除の適用を受ける場合。（年末調整に提出済みの分は申告不要）

② 申告の必要がない者

- ・ 所得税の確定申告をする方
- ・ 収入が給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている方
- ・ 収入が公的年金収入のみで、年金支払者から年金支払報告書が市役所に提出されている方
- ・ 令和4年中に所得がなかった方（但し、国民健康保険又は後期高齢医療保険に加入している方及び所得・課税証明書が必要な方は申告が必要です。）

(7) 納税の方法

市・県民税の納税の方法には、次のように普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金等からの特別徴収の3種類があります。

① 普通徴収

事業所得者などの場合は、市が送付する納税通知書により、納期限までに金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所会計室、口座振替、又はアプリ決済により納付していただきます。

② 給与からの特別徴収

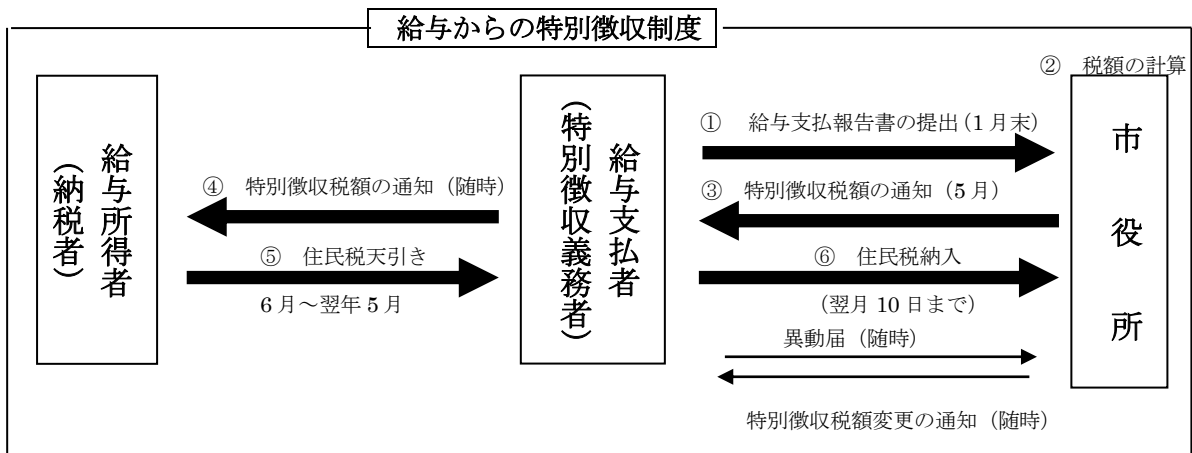
会社などの給与の支払者（特別徴収義務者といいます）が、6月から翌年の5月末までの各月の給与から税額を差し引くことを、給与からの特別徴収といいます。

給与から特別徴収される方には、給与の支払者を通じて税額通知書が送付されます。この税額通知書に基づき毎月の給料から税額が徴収され、翌月の10日までに給与支払者（特別徴収義務者）から市へ納入されます。

※従業員が常時10名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年2回とする特例があります。

[特別徴収にならない方]

- ・ 退職された方
- ・ 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- ・ 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- ・ 他の事業者から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）



③ 公的年金からの特別徴収

65歳以上で公的年金を受給されている方の年金所得に係る住民税については、公的年金の支払者が年金支払いの際にあらかじめその人の年金から徴収し、これを翌月の10日までに市に納入します。これを「公的年金からの特別徴収」と呼んでいます。

i) 特別徴収の対象者となる者

4月1日現在65歳以上の年金受給者で住民税の納税義務のある方です。

但し、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・ 老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方
- ・ 介護保険料が年金から特別徴収されていない方
- ・ 年金に係る住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方

ii) 特別徴収される年金

老齢基礎年金等です。障害年金や遺族年金等の非課税年金からは特別徴収されません。

iii) 特別徴収される税額

年金所得の金額から計算した市県民税所得割額及び均等割額です。

給与所得や事業所得などの金額から計算した市・県民税所得割額は年金から特別徴収されずに、別途、普通徴収又は給与からの特別徴収による納付となります。

iv) 徴収区分と徴収税額

新たに公的年金から特別徴収が開始される年度においては、特別徴収される年税額の2分の1が上半期（6月及び8月）に普通徴収とし、残りの2分の1が下半期（10月・12月及び翌年2月）に特別徴収となります。

また、次年度以降引き続き公的年金からの特別徴収となる場合は、上半期（4月・6月・8月）は前年度の6分の1ずつを、下半期（10月・12月及び翌年2月）は当該年度の年税額から上半期に徴収した額の残りの額を3分の1ずつ徴収されます。

v) 徴収方法のイメージ

(ア)特別徴収の開始年度

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期（本徴収）		
該当月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

(イ)特別徴収継続年度

徴収方法	特 別 徴 収					
	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の年税額の1/6ずつ			年税額から仮徴収した額を引いた額の1/3		

(8) 税額の計算方法

① 均等割額

5,800円 = 市民税 3,500円 + 県民税 2,300円(うち、800円は県民緑税)

※平成26年度から令和5年度までの、各年度分の個人市・県民税の均等割額は、市民税、
県民税それぞれ500円加算した額になっています。これは、「東日本大震災からの復興
に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の
臨時特例に関する法律」の施行に伴い、地方が実施する防災のための施策に要する費
用の財源を確保するためのものです。

③ 所得割額 (市民税6%、県民税4%、分離課税の税率表はP11に掲載)

総合課税：課税所得金額(前年中の所得金額－所得控除額) × 税率－税額控除額
(課税所得金額は1,000円未満の端数を、税額は100円未満の端数を切捨て)

分離課税：退職所得、山林所得、土地建物株式等の譲渡所得などは、他の所得と分離し
て税額計算されます

(9) 所得の種類(総合課税)と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当等	収入金額－株式など元本取得に要した負債の利子
3	不動産所得	地代、家賃、借地権等	収入金額－必要経費
4	事業所得	農業、営業等で生じる所得	収入金額－必要経費
5	給与所得	俸給、給料、賃金、賞与、歳費等	収入金額－給与所得控除額
6	譲渡所得	土地建物株式以外の財産を売 った場合に生ずる所得	収入金額－資産の取得価格等の経費－特別控除額
7	一時所得	クイズの懸賞金、競輪・競馬の 払戻金、満期保険金等	収入金額－必要経費－特別控除額
8	山林所得	山林を伐採し売却した所得	収入金額－必要経費－特別控除額
9	雑所得	公的年金、原稿料、講演料等	次の①と②の合計額 ①公的年金等収入金額－公的年金等控除額 ②収入金額(公的年金等に係るものを除く)－必要経費

(10) 給与所得控除速算表

給与の収入金額(A)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	(A)×40%－10万円
180万円超 360万円以下	(A)×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	(A)×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	(A)×10%＋110万円
850万円超	195万円

(11) 所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円を超え、以下のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除が適用され、給与所得から控除されます。

- ・ 23 歳未満の扶養親族を有する。
- ・ 本人が特別障がい者に該当する。
- ・ 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

※所得金額調整控除額

[給与等の収入金額（上限 1,000 万円）-850 万円] ×10%

(12) 公的年金等所得控除速算表

公的年金にかかる雑所得の速算表					
年齢	公的年金収入金額の合計額(円) (a)	雑所得額(円) (a)×(b)-(c)			
		(b)	公的年金の雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (c)		
			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
S33 年 1 月 2 日以 後生	～ 1,300,000 円	100%	600,000 円	500,000 円	400,000 円
	1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円
	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円
	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円
	10,000,001 円 ～	100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円
S33 年 1 月 1 日以 前生	～ 3,300,000 円	100%	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円
	3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円
	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円
	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円
	10,000,001 円 ～	100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円

(13) 分離課税等の所得割の税率等

分離課税等に係る市県民税の所得割の税率等

項 目	税 率	
	市民税	県民税
①土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得（国・地方公共団体等への譲渡）、株式等の譲渡所得（非上場、上場ともに）、先物取引に係る雑所得等	3.0%	2.0%
②土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%	3.6%
③土地の譲渡等に係る事業所得	7.2%	4.8%

④肉用牛の売却による農業所得	0.9%	0.6%
⑤上場株式等の配当所得（分離課税を選択した配当）	3.0%	2.0%

項目・区分	税 率 等
優良住宅地造成等のための長期譲渡所得に係る特例	
2千万円以下	市民税 2.4% 県民税 1.6%
2千万円超	(市民税 48万円) + [(譲渡所得 - 2千万円) × (市民税3%)] (県民税 32万円) (県民税2%)
居住用財産に係る長期譲渡所得に係る特例	
6千万円以下	市民税 2.4% 県民税 1.6%
6千万円超	(市民税144万円) + [(譲渡所得 - 6千万円) × (市民税3%)] (県民税 96万円) (県民税2%)

退職所得に対する分離課税

①退職所得の所得割の算出方法

(支払金額 - 退職所得控除額) × 1/2 × 10% (市民税 6%、県民税 4%)

※勤続年数が5年以下の法人役員等は、1/2の適用がありません。また、勤続年数5年以下の従業員の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額で300万円を超える部分も1/2の適用がありません。

②退職所得控除額の算出方法

- ・勤続20年以下：40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
- ・勤続20年超：70万円×（勤続年数 - 20年） + 800万円

※障害者になったことに直接起因して退職した場合、上記により計算した額に100万円が加算されます。

※勤続年数に1年未満の端数がある場合、1年として切り上げて計算

(14) 所得控除

控除の種類	要 件	控 除 額
雑損控除	災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合	差引損失額（損失額 - 保険金等での補填額） - 総所得金額の合計額 × 10% = ① 差引損失額のうち、災害関連支出の金額 - 5万円 = ② 控除額は①と②のいずれか多い方の額

医療費控除	医療費などを支払った場合	(支払った医療費－保険金等により補填された額)－ (総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか低い金額)＝控除額(限度額200万円)																				
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	健康の保持予防のために一定の取組を行っている人が特定一般用医薬品を購入した場合	(特定一般用医薬品購入費－保険金等により補填された額)－1万2千円(限度額8万8千円) ※従来の医療費控除と併せて受けることはできません。																				
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合	支払保険料の全額																				
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金等を支払った場合	支払掛金の全額																				
生命保険料控除	<p>①旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社と契約をした保険契約等)に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合。</p> <p>②新契約(平成24年1月1日以降に生命保険会社と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合。</p>	<p>①のうち両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額。(上限70,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②のうち各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額。(上限70,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③①と②の保険料を支払っている場合は、それぞれの計算方法により算出した金額の合計額(各保険の上限額28,000円、全体の上限額70,000円)</p>	支払保険料	控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円
支払保険料	控除額																					
15,000円以下	支払保険料の全額																					
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																					
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																					
70,001円以上	35,000円																					
支払保険料	控除額																					
12,000円以下	支払保険料の全額																					
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																					
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																					
56,001円以上	28,000円																					

地震保険料 控除	<p>①自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族が有している生活用資産についての損害保険契約等に係る地震保険料や掛金を支払った場合</p> <p>②平成18年12月31日までに契約を締結し、保険期間が10年以上で満期返戻金のある長期損害保険契約等に係る損害保険料を支払った場合</p>	<p>①地震保険料のみの場合</p> <table border="1" data-bbox="632 318 1289 465"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001 円以上</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料のみの場合</p> <table border="1" data-bbox="632 609 1289 810"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円～15,000 円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円以上</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③両方ある場合 上記①、②で算出した金額の合計額 限度額 25,000 円</p> <p>※①、②が同一の契約となっている場合は、①、②いずれか一方を選択して計算する。</p>	支払保険料	控除額	50,000 円以下	支払保険料×1/2	50,001 円以上	25,000 円	支払保険料	控除額	5,000 円以下	支払保険料の全額	5,001 円～15,000 円	支払保険料×1/2+2,500 円	15,001 円以上	10,000 円
支払保険料	控除額															
50,000 円以下	支払保険料×1/2															
50,001 円以上	25,000 円															
支払保険料	控除額															
5,000 円以下	支払保険料の全額															
5,001 円～15,000 円	支払保険料×1/2+2,500 円															
15,001 円以上	10,000 円															
配偶者控除	配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合	<table border="1" data-bbox="632 1111 1337 1505"> <thead> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額</th> <th>控除額 (一般)</th> <th>控除額 (老人) 70 歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>22 万円</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1,000 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配偶者控除、老人配偶者控除を受けることができるのは、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下の人です。</p>	納税義務者の合計所得金額	控除額 (一般)	控除額 (老人) 70 歳以上	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円		
納税義務者の合計所得金額	控除額 (一般)	控除額 (老人) 70 歳以上														
900 万円以下	33 万円	38 万円														
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円														
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円														

配偶者特別 控除	配偶者の合計所得金額が 48 万円超～123 万円以下の場合。 () は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が、それぞれ 900～950 万円、950～1,000 万円以下の場合	配偶者の合計所得金額	控除額
		48 万円超 100 万円以下	33 (22・11) 万円
		100 万円超 105 万円以下	31 (21・11) 万円
		105 万円超 110 万円以下	26 (18・9) 万円
		110 万円超 115 万円以下	21 (14・7) 万円
		115 万円超 120 万円以下	16 (11・6) 万円
		120 万円超 125 万円以下	11 (8・4) 万円
		125 万円超 130 万円以下	6 (4・2) 万円
		130 万円超 133 万円以下	3 (2・1) 万円
		133 万円超	0 (0・0) 万円
※配偶者特別控除を受けることができるのは、納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人です。			
扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得金額が 48 万円以下の場合	一般の扶養親族	33 万円
		特定扶養親族	45 万円
障害者控除	本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合	普通障害者	26 万円
		特別障害者	30 万円
寡婦控除	本人が次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合で、前年の合計所得が 500 万円以下で、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない場合(ひとり親控除に該当する人を除く。) (ア) 夫と離婚した後、再婚していない人 などで、扶養親族のある人 (イ) 夫と死別した後、再婚していない人	※同居特別障害者の場合は 23 万円加算	26 万円

ひとり親控除	<p>本人が現に婚姻をしていない、又は、配偶者の生死が明らかでない場合で、次の(ア)～(ウ)のいずれにも該当する場合</p> <p>(ア)前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子を有していること。</p> <p>(イ)前年の合計所得が500万円以下であること</p> <p>(ウ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p>	30万円								
勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円								
基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 958 1107 1003">前年の合計所得金額</th> <th data-bbox="1107 958 1361 1003">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 1003 1107 1055">2,400万円以下</td> <td data-bbox="1107 1003 1361 1055">43万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1055 1107 1155">2,400万円超 2,450万円以下</td> <td data-bbox="1107 1055 1361 1155">29万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1155 1107 1249">2,450万円超 2,500万円以下</td> <td data-bbox="1107 1155 1361 1249">15万円</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
前年の合計所得金額	控除額									
2,400万円以下	43万円									
2,400万円超 2,450万円以下	29万円									
2,450万円超 2,500万円以下	15万円									

(15) 税額控除

① 調整控除

税源移譲に伴い生じる、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から一定の金額が控除されます。なお、前年の合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除の適用がありません。

i) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の金額のうち、いずれか少ない金額の5%に相当する金額(市3%、県2%)

- (ア) 人的控除額の差の合計額
- (イ) 合計課税所得金額

ii) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

次の(ア)に掲げる金額から(イ)に掲げる金額を控除した額(その金額が5万円未満の場合は5万円)の5%に相当する金額(市3%、県2%)

- (ア) 人的控除額の差の合計額
- (イ) 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(ウ)

所得税と個人市県民税の人的控除額の差額

(万円)

所得控除		所得税	市県民税	差額	
障害者控除	普通障害者	27	26	1	
	特別障害者	40	30	10	
	同居特別障害者	75	53	22	
寡婦控除		27	26	1	
ひとり親控除		35	30	父1 母5	
勤労学生控除		27	26	1	
配偶者控除	一般	900万円以下	38	33	5
		900万円超	26	22	4
		950万円以下	13	11	2
		950万円超	13	11	2
	老人(70歳以上)	1,000万円以下	13	11	2
		900万円以下	48	38	10
		900万円超	32	26	6
		950万円以下	16	13	3
配偶者特別控除	48万円越 50万円未満	950万円超	16	13	3
		1,000万円以下	16	13	3
		1,000万円未満	16	13	3
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	36※(38)	33	3
		900万円超 950万円以下	24※(26)	22	2
		950万円超 1,000万円未満	12※(13)	11	1
扶養控除	一般	38	33	5	
	特定	63	45	18	
	老人	48	38	10	
	同居老親等	58	45	13	
基礎控除	2,400万円以下	48	43	5	
	2,400万円超 2,450万円以下	32	29	5	
	2,450万円超 2,500万円以下	16	15	5	

※表中の金額は調整控除額を算定するための金額であり、実際の所得控除額は（ ）の金額となります。

② 住宅借入金等特別税額控除

i) 適用対象

平成 21 年から令和 3 年 12 月（一定の要件に該当する場合は令和 7 年 12 月）末までに入居し、所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方。

ii) 控除額

控除額は、次の 1、2 のいずれか小さい額になります。

1. 前年の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
2. 下表の控除限度額

控除限度額表

	居住開始年月日	控除限度額
(1)	平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月末まで	所得税の課税総所得金額等の 5%（上限 97,500 円）
(2)	平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月末まで	所得税の課税総所得金額等の 7%（上限 136,500 円） （※1）
(3)	令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月末まで	所得税の課税総所得金額等の 5%（上限 97,500 円） （※2）（※3）

※1: 当該住宅の取得等に適用される消費税率が 8% または 10% である場合に限り、それ以外の場合は (1) と同様の控除限度額です。

※2: 令和 4 年中に入居した方のうち、当該住宅の取得等に適用される消費税率が 10% かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は (2) と同様の控除限度額です。

※3: 令和 6 年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、一定の省エネ基準に適合しない住宅は控除対象外となります。

iii) 個人住民税からの控除期間

控除期間は下表のとおりです。

控除期間表

-	居住開始年月日	控除期間	-														
(1)	平成 21 年 1 月から令和元年 9 月末まで	10 年	-														
(2)	令和元年 10 月から令和 3 年 12 月末まで	10 年	(3) (4) に該当しない場合														
(3)	令和元年 10 月から令和 2 年 12 月末まで 注意 1: 新型コロナ特例による入居期限延長(注意 2 参照)の場合、令和 3 年 12 月末まで	13 年	当該住宅の取得等に適用される消費税率が 10% である場合(特別特定取得) 注意 2: 新型コロナウイルス感染症の影響による入居期限の延長 入居が期限(令和 2 年末)に遅れた場合でも、次の要件をすべて満たしている場合(特例取得)、令和 3 年 12 月末までに入居すれば控除期間 13 年の特例が適用できる。 1. 当該住宅の取得等に適用される消費税率が 10% であること(特別特定取得) 2. 新築(注文住宅)の場合は令和 2 年 9 月末まで、分譲住宅・中古住宅の取得等の場合は令和 2 年 11 月末までに、住宅の取得等に係る契約を締結していること														
(4)	令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月末まで 注意 3: 上記注意 1 の新型コロナ特例による入居期限延長の場合は(3)参照	13 年	次の要件をすべて満たすこと(特別特例取得) 1. 当該住宅の取得等に適用される消費税率が 10% であること(特別特定取得) 2. 新築(注文住宅)の場合は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅・中古住宅の取得等の場合は令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末までに、住宅の取得等に係る契約を締結していること														
(5)	令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月末まで	右表参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th>-</th> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定の省エネ基準を満たす新築住宅等</td> <td>令和 4 年～令和 7 年</td> <td>13 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の新築住宅</td> <td>令和 4 年～令和 5 年</td> <td>13 年</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年～令和 7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>既存住宅</td> <td>令和 4 年～令和 7 年</td> <td>10 年</td> </tr> </tbody> </table>	-	居住年	控除期間	一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	令和 4 年～令和 7 年	13 年	その他の新築住宅	令和 4 年～令和 5 年	13 年	令和 6 年～令和 7 年	10 年	既存住宅	令和 4 年～令和 7 年	10 年
-	居住年	控除期間															
一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	令和 4 年～令和 7 年	13 年															
その他の新築住宅	令和 4 年～令和 5 年	13 年															
	令和 6 年～令和 7 年	10 年															
既存住宅	令和 4 年～令和 7 年	10 年															

③ 寄附金税額控除

i) 寄附金税額控除の対象となる寄附金

- (ア) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(地方公共団体に対する寄附)
- (イ) 共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字

社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）

ii) 控除額

[基本控除]・・・(ア)(イ)

次の①か②のいずれか低い方の額

$$\left[\begin{array}{l} \text{① 寄附金の額} \\ \text{② 総所得金額等の30\%} \end{array} \right] - 2,000 \text{ 円} \times 10\% \times \begin{array}{l} \text{市民税 3/5} \\ \text{県民税 2/5} \end{array}$$

[特例控除]・・・(ア)

都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金については、基本控除に加え、さらに特例控除が加算されます。

※特例控除額は調整控除後の住民税所得割額の2割が限度

$$\left(\begin{array}{l} \text{地方公共団体に対する} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} - 2,000 \text{ 円} \right) \times \left(90\% - \underbrace{0 \sim 45\%}_{\substack{\uparrow \\ \text{当該寄附金に適用される} \\ \text{所得税の限界税率}}} \times 1.021 \right) \times \begin{array}{l} \text{市民税 3/5} \\ \text{県民税 2/5} \end{array}$$

※ワンストップ特例制度を申請された場合、基本控除・特例控除に加え、所得税分の控除に代えて住民税から控除されます。所得税所得控除の計算式は以下のとおりです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{地方公共団体に対する} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} - 2,000 \text{ 円} \right) \times \left(\underbrace{0 \sim 45\%}_{\substack{\uparrow \\ \text{当該寄附金に適用される} \\ \text{所得税の限界税率}}} \times 1.021 \right) \times \begin{array}{l} \text{市民税 3/5} \\ \text{県民税 2/5} \end{array}$$

iii) ワンストップ特例について

確定申告の不要な給与所得者等が、地方公共団体に対し寄附（「ふるさと納税」といいます）をされた場合、確定申告をされなくても、個人住民税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

[ワンストップ特例の対象者]

以下の3つの条件に該当し、ふるさと納税をされた団体に「寄附金税額控除等に係る申告特例申請」を提出された方が対象です。

1. 地方公共団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について確定申告書を提

出する義務がないと見込まれる者又は給与収入が2千万円以下であって確定申告書の提出を要しないと見込まれる者

2. 地方公共団体に対する寄附金についての寄附金税額控除を受ける目的以外に、寄附翌年度の個人住民税所得割について確定申告書（個人住民税の申告書）の提出を要しないと見込まれる者
3. 申告特例の求めを行う地方団体の数が5以下であると見込まれる者

※ ワンストップ特例対象者が、1～3に該当しなくなった場合は、「寄附金受領証明書」を添付のうえ改めて申告が必要となります。

④ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額を税額から差し引きます。

課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額、上場株式等に係る課税配当所得の金額	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配(適格機関投資家私募によるものを除く)	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託の収益の分配(一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。)	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

⑤ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

⑥ 配当割額及び株式譲渡所得割額控除

申告した上場株式等の配当所得及び株式譲渡所得のうち、特別徴収された住民税がある場合は、当該金額が税額から差し引かれます。

(15) 市・県民税の減免

① 減免対象者

- ・生活保護法の規定による保護を受ける者

- ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
 - ・学生及び生徒で所得税法による勤労学生控除の対象となる者
 - ・前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの
- ※減免の適用に当たっては、納税義務者からの申請に基づき、所得状況や生活実態等を調査のうえ、全額又は一定割合の範囲内で、納期未到来分について減免対象であるか否かを判断します。

② 減免申請の手続

市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請して下さい。

③ 租税条約に該当する実習生等に係る住民税の特例

日本は諸外国との間で二重課税等を避けるために租税条約を締結しています。

日本の企業等において、海外からの実習生（技能実習生）を受け入れている場合、日本国とその者の国籍のある国との間で締結した租税条約に基づいて、その実習生に支払われる給与等にかかる所得税及び住民税が免除される場合があります。

所得税においてこの制度の適用を受けるためには、源泉徴収義務者を經由して納税地の税務署へ「**租税条約に関する届出書**」を提出する必要があります。

また、住民税においてこの制度の適用を受ける場合は、税務署に届け出た「租税条約に関する届出書」の写しを添付して「**住民税の租税条約に関する届出書**」を市に提出する必要があります。

(16) 市・県民税の納期

① 特別徴収

i) 給与からの特別徴収

給与所得者については、勤務先などの給与支払者（特別徴収義務者）を通じて特別徴収税額の決定通知書が送付され、これに基づき、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から天引きされ、翌月の10日までに給与支払者から市へ納入されます。

ただし、特別徴収で市県民税を納税しておられた方が、年度途中で退職された場合等で特別徴収されなくなった場合は、残りの税額は普通徴収となり、市から納税通知書を送付しますので、納付書または口座振替により納めていただくことになります。また、申し出等があれば退職金などから残りの税額について給与支払者を通じて一括で納税できます。

ii) 公的年金からの特別徴収

65歳以上で公的年金を受給されている方の年金所得に係る住民税については、公的年金の支払者が年金の支払いの際（偶数月の15日頃）にその人の年金から徴収し、これを翌月の10日までに市町村に納入します。

② 普通徴収

事業所得者等の方は、市から納税通知書を送付しますので、納付書により次の納期限までに金融機関等で納付していただきます。

なお、口座振替の申請をされている場合は、全納の場合6月末日、期別の場合各納期限に振替させていただきます。

第1期	－	6月末日	第3期	－	10月末日
第2期	－	8月末日	第4期	－	1月末日

3. 法人市民税

法人市民税は、加西市内に事務所や事業所を有する株式会社や有限会社などの法人や、人格のない社団・財団に対して課税されるもので、法人の所得の有無に関係なく負担する均等割と、国に納める法人税額を課税標準として法人の所得に応じて負担する法人税割があります。

(1) 納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税	
	均等割	法人税割
市内に事務所または事業所がある法人	○	○
市内に寮・宿泊所等があるが、事務所や事業所がない法人	○	—
市内に事務所・事業所又は寮等がある公益法人等又は人格のない社団等で、収益事業を行わないもの	○	—
法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	—	○

(2) 法人の種類

種 類		代表的なもの	均等割	法人税割
公共法人	地方税法第 296 条第 1 項 1 に記載のあるもの	国、地方公共団体等	非課税	非課税
	上記以外		課税	非課税
公益法人等	地方税法第 296 条第 1 項 2 に記載のあるもの	日本赤十字、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等	収益事業を行う場合のみ課税	収益事業を行う場合のみ課税
	上記以外	財団法人、社団法人、商工会、認可地縁団体、NPO 法人等	課税	収益事業を行う場合のみ課税
協同組合等		農業協同組合、消費生活協同組合、中小企業等協同組合、信用金庫、森林組合等	課税	課税
人格のない社団等		法人登記をしていない社団・財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの。親善・社交を目的とする PTA、同窓会、学会等	課税	収益事業を行う場合のみ課税

普通法人	株式会社、有限会社、合同会社、 合名会社、合資会社、医療法人、 相互会社、協業組合、企業組合等	課税	課税
------	---	----	----

(3) 均等割額

・令和3年4月1日以降に開始する事業年度分

単位(円)

法人等の区分 (資本金等の額)	市内の従業員数の 合計数 50 人超	市内の従業員数の 合計数 50 人以下
50億円超	3,000,000	410,000
10億円超50億円以下	1,750,000	410,000
1億円超10億円以下	400,000	160,000
1,000万円超1億円以下	150,000	130,000
1,000万円以下	120,000	50,000

※ 資本金等の額及び従業員数は、原則として算定期間の末日で判定します。

(注)1. 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令第8条に規定する金額をいいます。

2. 従業員数の合計額は、市内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数の計。

3. 事業年度の途中で新設または廃止された事務所については、月数により按分。

(4) 均等割の計算方法

$$\text{均等割納付額} = \text{均等割額} \times \frac{\text{事務所を有していた月数}}{12} \quad ※$$

※ 1ヵ月に満たない端数は切捨てる。ただし、全体が1ヵ月に満たない場合は、1ヵ月とする。

(5) 法人税割の計算方法

$$\text{課税標準となる法人税額} \times \frac{\text{市内の従業員数}}{\text{全従業員数}} \times \text{税率 (8.4\%)} \quad ※$$

※令和元年10月1日以降に開始する事業年度分

(6) 申告と納税

事業年度終了の日から原則として2ヶ月以内に申告書を提出し、均等割額と法人税割額の合計額を納付していただくことになっています。

① 中間申告

中間申告については事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に申告納付。

i) 予定申告(前期実績額を基礎とする中間申告)

前事業年度に納付した均等割額と法人税割額の2分の1の額を申告納付。

ii) 仮決算に基づく中間申告

事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と均等割額（年税額）の2分の1の額の合計額を申告納付する。

（注1）法人税において中間申告をする必要のない法人、市内において寮等のみを有する法人は申告の必要はありません。

（注2）なお、仮決算により算出した法人税額が、前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告はできません。

② 確定申告

法人税法の規定によって計算した、法人税額を課税標準として計算した法人税割額と均等割額の合計額を申告納付。

なお、確定申告の際に納付していただく税額は、確定申告に係る税額から、既に中間申告で納付していただいた税額を差し引いた金額です。

（注）2以上の市町村に事務所、事業所を設けている場合は、法人税額を従業員数によって市町村ごとに按分して申告納付することになっています。

③ 確定申告書の提出期限の延長制度

法人税において、確定申告書の提出期限の延長の承認を受けた場合には、法人市民税の確定申告書の提出期限も法人税で延長された期間だけ延長されます。

ただし、法人税等の納付日が決算終了後2か月を過ぎる場合には、延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。

（7） 法人の開設又は設立にあたって

加西市内で事務所や事業所等を開設・設立したとき、又は寮等を有するにあたっては、加西市に法人等の開設・設立申告書を提出して下さい。

また、開設又は設立以後、代表者、資本金、事業年度の変更、あるいは休業、閉鎖等の設置状況に変更がある場合は、すぐに法人等の異動届書の提出をお願いします。

（8） 法人市民税の減免制度

加西市では、地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（いわゆるNPO法人）に対し、所得金額が一定以下の場合に法人市民税の均等割を減免する制度を設けています。

- ・ 法人税申告における所得金額が10万円を超えない場合
→ 均等割を全額免除
- ・ 法人税申告における所得金額が10万円を超え20万円を超えない場合
→ 均等割を半額免除

また、NPO法人については、その設立と活動の促進を支援する目的で、当初からの5年間に限り、法人市民税の均等割額の全額を減免します。

4. 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町に納める税金です。

1. 納税義務者

納税義務者は、1月1日(賦課期日)現在、原則として加西市内に土地、家屋、償却資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が1月1日以前に死亡している場合等には、1月1日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

(1) 売買等があった場合

1月1日以前に売買契約等が完了していても、法務局の所有権移転登記等の手続きが1月1日現在で完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

また、年の途中で所有権移転登記等の手続きが完了した場合でも当該年度の納税義務者は変わりません。

(2) 家屋を取り壊した場合

取り壊したことを税務課に申し出ると、次年度の家屋台帳から抹消されます。

2. 税額算定までの流れ

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税義務者に通知されます。

(1) 固定資産は、固定資産評価基準に基づいて評価され、その価格をもとに課税標準額が算定されます。

固定資産税の土地と家屋は3年に一度の基準年度に総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、評価替えが行われ価格が決定されます。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

【土地の価格の時点修正(下落修正)】

固定資産の価格(評価額)は、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、土地については、地価の下落が続き、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正が行われます。

【償却資産の申告制度】

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告する義務があります。これに基づき、その価格が決定されます。

(2) 固定資産税課税標準額 × 税率(1.4%) = 固定資産税額

都市計画税課税標準額 × 税率(0.3%) = 都市計画税額

【課税標準額】

課税標準額は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)です。但し、住宅用地のように課税標準の特例措置(P28～P29)が適用される場合や、土地について税負担の調整措置(P29～P31)が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

【免税点】

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円

(3) **納税通知書の発送**

固定資産税(都市計画税)の納税通知書は、毎年4月に送付されます。納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所の他、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や、納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法などが記載されています。また、共有名義の固定資産(土地、家屋)については、代表の方(持分の多い方、市内に住所を有する方、届出氏名の1番目の方等)に送付されます。

3. 土地

(1) **地目**

評価基準では、土地を田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地の10種類に分類されていますが、加西市においては塩田、鉱泉地の評価地目はありません。地目の認定は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目によります。

(2) **地積**

地積の認定は、原則として登記簿に登録されている地積によります。

(3) **評価額**

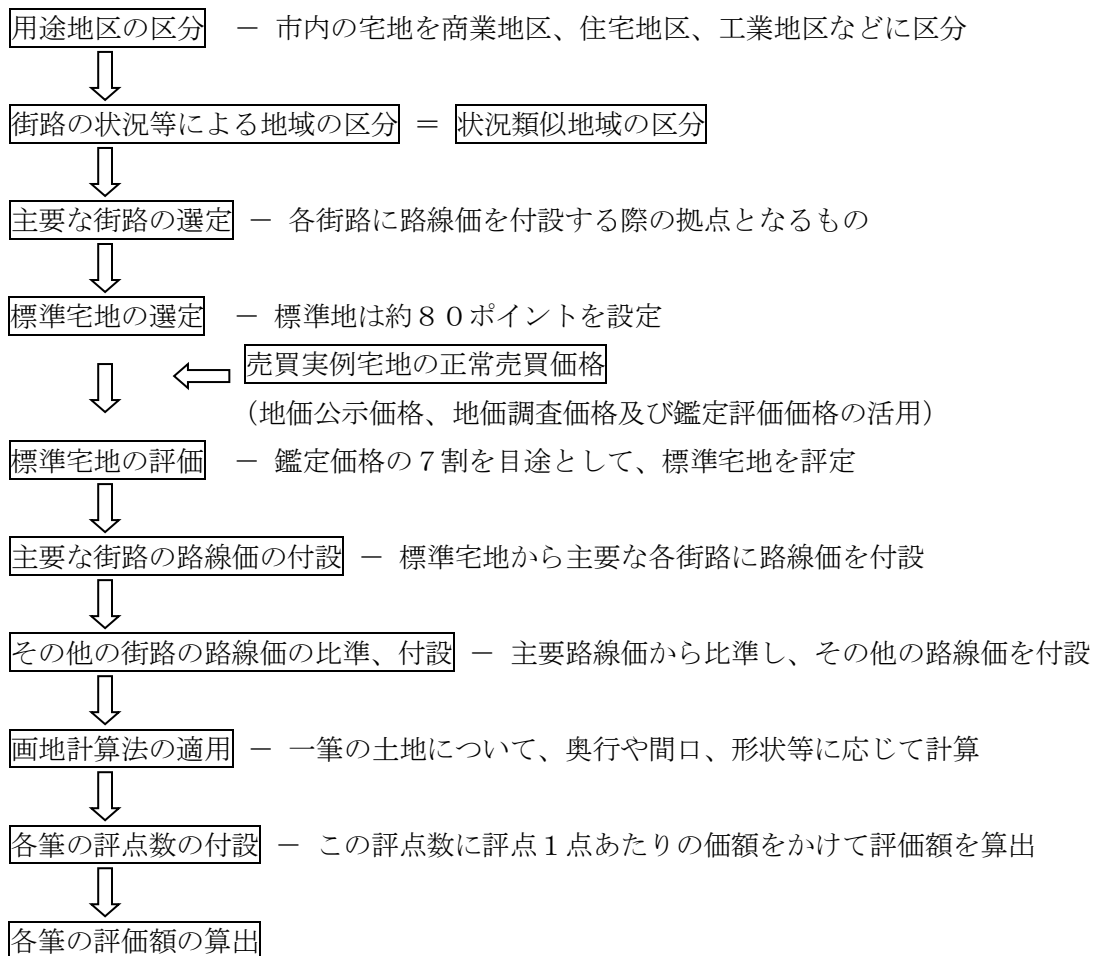
土地の評価は、固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価額に基づいて適正な時価を評定する方法で行われます。

① **宅地の評価方法**

宅地の評価については基準年度の前年の1月1日の地価公示価格、7月1日の地価調査価格及び不動産鑑定士等による鑑定評価から求められた価格等を用い、その7割を目途として評定されています。

主として市街地的形態を形成する市街化区域においては、「市街地宅地評価法」によって評価が行われます。そのしくみは次のとおりです。

～ 市街地宅地評価法のしくみ ～



※ 平成6年度の評価替えから、宅地の評価は、地価公示価格の7割を目途に均衡化、適正化を図っています。

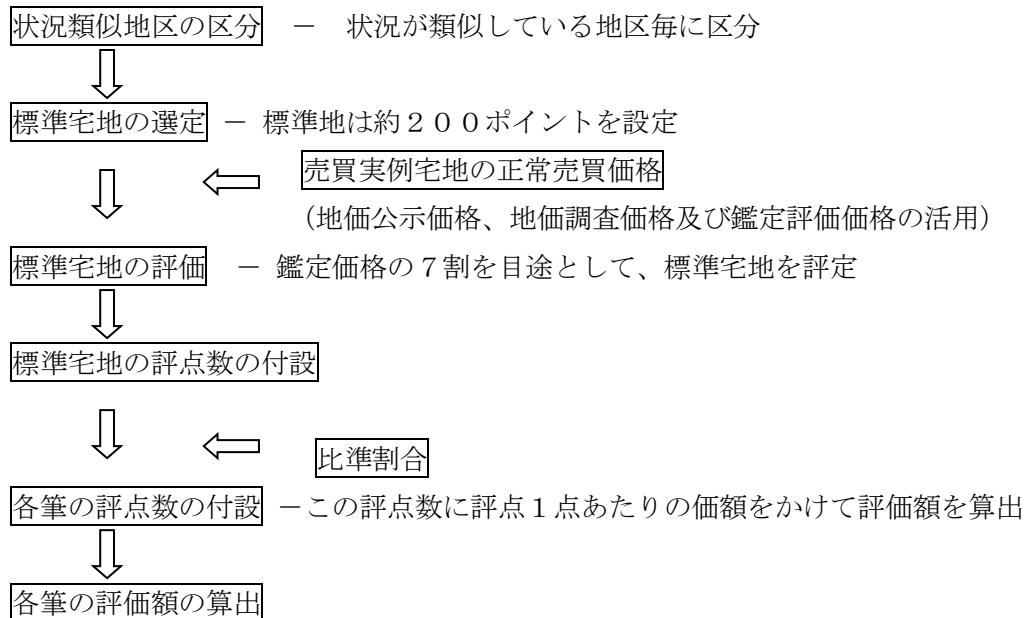
(注) 路線価とは、市街地などにおいて道路に付けられた価格のことであり、具体的には、道路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

(注) 標準宅地とは、市内の区域ごとに、主要な道路に接した標準的な宅地をいい、主要な街路の路線価は、この標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格を基にして求められ、その他の街路については主要な街路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。



主として市街地的形態を形成するに至らない市街化調整区域においては、「その他の宅地評価法」によって評価が行われます。そのしくみは次のとおりです。

～ その他の宅地評価法のしくみ ～



② 農地、山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格に比準して評価されます。但し、市街化区域農地や宅地介在農地（農地の転用許可を受けた農地等）については、状況が類似する付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価されます。

(4) 路線価等の公開

評価額の基礎となる路線価は全て公開されています。また、標準宅地の所在についても公開されており、自らの資産に対する評価について確認することができます。

(5) 住宅用地の課税標準の特例

住宅用地（人の居住の用に供する家屋の敷地）については、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって小規模住宅用地とその他の住宅用地に分けて次のような特例措置が適用されます。

住宅用地の区分	課税標準額
小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡までの部分）	評価額×1/6
一般住宅用地（住宅用地のうち200㎡を超える部分）	評価額×1/3

住宅用地には、次の二種類があります。

① 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地

その土地の全部（家屋の床面積の10倍を限度）が対象となります。

② 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地

その居住用部分の割合が4分の1以上である家屋の敷地の土地については、当該家屋の区分及び居住部分の割合に応じた次に掲げる表の率を当該敷地の面積(家屋の床面積の10倍を限度)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地が対象になります。

【特例措置の対象となる住宅用地の面積】

家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求められます。

家 屋		居住部分の割合	率
①	専用住宅	全部	1.0
②	地上階数5以上を有する耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0
③	②に掲げる家屋以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0

(6) 宅地の負担調整措置

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置が行われてきましたが、平成9年度の評価替えから宅地にかかる税負担について、負担水準の高い土地は税負担を引き下げるか据え置き、負担水準の低い土地は、なだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭める税負担のしくみが導入されました。

こうした点を踏まえ、税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、引き続き負担水準の均衡化を促進する措置を講じることとし、併せて合理性が低下した住宅用地の据置特例が廃止されました。

【負担水準とは】

個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

【負担水準の求め方】

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ 又は } 1/6))}$$

① 商業地等の宅地、住宅用地

商業地等の宅地とは、住宅用地以外の宅地や宅地に比準して評価を行っている農地以外の土地(「宅地比準土地」といいます。)をいいます。

i) 税負担が下がる場合

(ア) 商業地等の宅地

前年度の課税標準額が、今年度評価額の70%超の場合、負担水準を70%とした場合の課税標準額まで引き下げます。課税標準額の計算は次のとおりです。

$$\text{課税標準額} = \text{当該年度評価額} \times 70\%$$

ii) 税負担が据え置きになる場合

(ア) 商業地等の宅地

前年度の課税標準額が今年度評価額の60%以上70%以下の場合、前年度

課税標準額に据え置かれます。

iii) 税負担がなだらかに上昇する場合

(ア) 商業地等の宅地

前年度課税標準額が今年度評価額の60%未満の場合、前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加えた額が課税標準額となります。

ただし、加算後の額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額となります。

(イ) 住宅用地

前年度課税標準額が今年度評価額に住宅用地特例率(1/6又は1/3)を掛けた額の100%未満の場合、前年度課税標準額に、当該年度評価額に住宅用地特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額の5%を加えた額が課税標準額となります。

また、評価額の20%を下回る場合には20%相当額となります。

(7) 農地に対する負担調整措置

① 一般農地

一般農地は、市街化区域農地や転用許可を受けた農地などを除いたものです。

課税標準額＝前年度の課税標準額×負担調整率

一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されており、次の負担調整率が適用されます。

区分	負担水準	負担調整率
農地	90%以上	1.025
	80%以上 90%未満	1.05
	70%以上 80%未満	1.075
	70%未満	1.10

② 一般の市街化区域農地

一般の市街化区域農地は一般農地と評価の方法は異なりますが、課税については、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については一般農地と同様(上記表)となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度評価額} \times 1/3} \times 100\%$$

※ 価格が著しく下落した土地の税負担の据置措置については廃止になりました。

4. 家 屋

(1) 評価方法

① 新築家屋の評価

評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において再建築する場合に必要な建築費（再建築価格）に、建築後の経過等における減価を考慮し価格を求める方法（再建築価格方式）により評価されます。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

※ 再建築価格 = 評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

※ 経年減点補正率 = 家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を表したものです。新築家屋は、1年経過の経年減点補正率が適用されます。

② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮し、仮に評価額が前年度の価格を超える場合でも、決定価格は引き上げられることなく、通常、前年度の価格に据え置かれます。

なお、在来分家屋の再建築価格は、次の式によって求められます。

$$\text{在来分家屋の再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$

(2) 新築住宅に対する減額措置

令和6年3月31日までに新築された一般住宅やマンションなどの居住用家屋で、床面積等が一定の要件を満たすものについては、新築後一定期間の固定資産税が2分の1に減額されます。

① 対象となる住宅

専用住宅や併用住宅（居住部分の割合が1/2以上のものに限られます）

② 床面積要件

床面積（併用住宅の場合は、居住部分の床面積）
50㎡（共同貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

分譲マンション等の区分所有家屋では、「専有部分+持分で按分した共用部分」の床面積で判定されます。又、賃貸マンション等も独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定されます。

③ 減額される範囲・割合

新築された住宅用の家屋のうち、居住用部分だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が、120㎡を超えるものは120㎡相当分が減額対象になり、固定資産税額の1/2が減額されます。

④ 減額される期間

- (ア) 一般の住宅(イ以外の住宅)・・・新築後3年度分(長期優良住宅は5年度分)
- (イ) 3階建以上の中高層耐火住宅等・・・新築後5年度分(長期優良住宅は7年度分)

(3) 住宅耐震改修に伴う軽減措置

耐震改修工事を行い、次に掲げる要件を満たす住宅は、当該対象となる住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

① 対象となる住宅(家屋)－(以下の全ての要件を満たすもの)

- ・ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- ・ 令和6年3月31日までに完了する建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事が行われたもの
- ・ 1戸あたりの耐震改修工事費が50万円以上のもの

② 減額内容

改修工事をした住宅の固定資産税の2分の1。

ただし、1戸につき床面積が120㎡を超える住宅については、120㎡までの部分の税額が2分の1になります。

④ 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分に適用されます。

④ 減額を受けるための手続き

改修工事完了後3ヶ月以内に次の提出書類を添えて税務課資産税係へ申告することが必要です。

[提出書類]

- (ア) 住宅耐震改修工事に伴う固定資産税減額申請書(税務課資産税係に備えています。)
- (イ) 耐震改修工事に要した費用が確認できる領収書等
- (ウ) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(建築士等が発行するもの)

(4) 住宅のバリアフリー改修に伴う軽減措置

① 対象となる住宅(家屋)－(以下の全ての要件を満たすもの)

- (ア) 新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、居住用部分の床面積が当該住宅全体の床面積の2分の1以上であること及び貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有すること。
- (イ) 当該家屋に65歳以上の方、介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている方または障害者である方のいずれかが居住していること。
- (ウ) 令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合。
- (エ) 改修工事費は、地方公共団体からの補助金、介護保険からの居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給額を差し引いた額が50万円以上で次に掲げる工事を行った場合。

[工事内容]

- ・ 通路又は出入り口の幅を拡張する工事
- ・ 階段の勾配を緩和する工事
- ・ 浴室を改良する工事
- ・ 便所を改良する工事
- ・ 手すりを取り付ける工事
- ・ 床の段差を解消する工事
- ・ 出入り口の戸を改良する(引き戸への取替え)工事
- ・ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

(オ) 改修工事後の住宅の床面積が50㎡以上であること。

② 減額内容

改修工事をした住宅の固定資産税の3分の1

ただし、1戸につき床面積が100㎡を超える住宅については、100㎡までの部分が3分の1になります。

③ 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分に限ります。

④ 減額を受けるための手続き

改修工事完了後3ヶ月以内に次の提出書類を添えて税務課資産税係へ申告することが必要です。

- (ア) バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減免申請書（税務課資産税係に備えています。）
- (イ) 納税義務者の住民票の写し(賃貸住宅でないことを確認する為)
- (ウ) 居住者要件に該当する者が65歳以上の者である場合は、その者の住民票の写し
- (エ) 介護保険の被保険者証の写し(要介護又は要支援の認定を受けていることを確認する為)
- (オ) 障害者について、政令第7条に掲げる者に該当する旨を証する書類の写し(身体障害者手帳等により、障害者であることを確認する為)
- (カ) 改修工事の内容及び費用を確認できる書類(建築士、指定確認検査機関等による証明書又は工事内容及び費用を証明できる工事明細書、工事箇所の写真、領収書等を添付)

(5) 住宅の省エネ改修工事に伴う減額措置

平成26年1月1日に現存する住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、当該住宅(家屋)に係る固定資産税が翌年度分に限り減額されます。

① 対象となる要件(以下の要件をすべて満たすことが必要です。)

(ア) 平成26年1月1日以前から所在する住宅(貸家を除く)において行われる工事であること。

(イ) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われる工事であること。

(ウ) 改修工事費は、国または地方公共団体からの補助金を差し引いた金額が一戸当たり60万円超(注)であること。

(エ) 改修工事後の住宅の床面積が50㎡以上であること。

(オ) 下記に示すいずれかの工事であること。

(注) 下記(ア)(イ)に係る改修工事費が60万円を超えていること、または(ア)(イ)に係る改修工事費が50万円を超え(ウ)に係る費用と合わせて60万円を超えること。

② 対象工事

(ア) 窓の断熱改修工事(外気と接するものの工事に限る)・・・《必須》

(イ) 窓の断熱改修工事と合わせて行う以下の工事

i) 床の断熱改修工事

ii) 天井の断熱改修工事

iii) 壁の断熱改修工事(外気と接するものの工事に限る)

※ただし、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

(例)窓の二重サッシ化、複層ガラス化、天井・壁・床に適切な量の断熱材を入れる工事

(ウ) 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事

③ 減額内容

・改修工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。

・1戸当たり120㎡相当分までの税額の3分の1分が減額されます。

・長期優良住宅の認定を受けて改修工事を行った場合は1戸当たり120㎡相当分までの税額の3分の2分が減額されます。

※都市計画税は減額の対象ではありません。

※ただし、新築軽減及び耐震改修に伴う軽減と同時に適用はできません。

④ 申告方法

改修後3か月以内に以下のものを添えて、税務課資産税係へ申告することが必要です。

・省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書(税務課資産税係に備えています。)

・現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する証明書(建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関が発行したもの)

・工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書

・長期優良住宅の認定を受けて改修工事を行った場合は、認定長期優良住宅であることを証する書類

(6) 長期優良住宅(200年住宅)に対する減額措置

平成21年6月4日から令和6年3月31日までの間に、将来の生活の基礎となる良質で、長期にわたり良好な状態で使用できる認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます。

① 対象となる要件

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

(ア) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅

(イ) 令和6年3月31日までに新築された住宅

(ウ) 床面積が50㎡（戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅であり、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上の住宅で居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅

② 減額の内容

1戸当たり120㎡までの部分の住宅にかかる固定資産税の2分の1が減額されます。

※都市計画税は減額の対象ではありません。「新築住宅に対する減額措置」と併せての減額適用は受けられません。

③ 減額期間

(ア) 3階建以上の中高層耐火建築物である住宅・・・新築後7年間

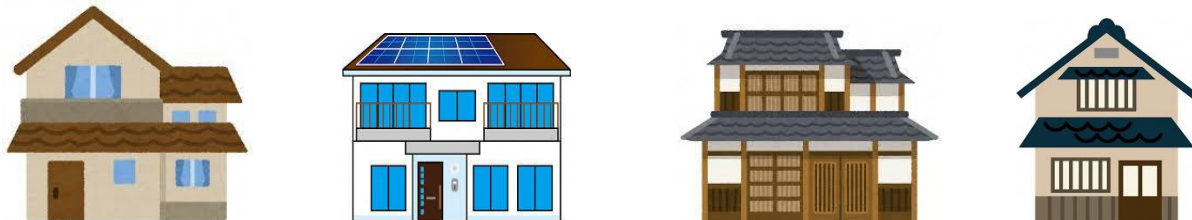
(イ) 上記以外の住宅・・・新築後5年間

④ 申告方法

新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の1月31日までに税務課に申告する必要があります。

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ・建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行した認定長期優良住宅であることを証する書類（認定通知書）

※長期優良住宅の認定を受けるためには、着工前に認定申請をする必要があります。



5. 償却資産

(1) 評価方法

会社や個人で事業をされている方が、土地・家屋以外でその事業の用に供することができる有形固定資産を償却資産といい、固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価されます。

(2) 計算方法

資産の取得年月、取得価額、耐用年数を基に、一品ごとの賦課期日（1月1日）現在の評価額が算出されます。

① 前年中に取得された場合

$$\boxed{\text{取得価額}} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \boxed{\text{価格 (評価額)}}$$

② 前年前に取得された場合

$$\boxed{\text{前年度の価格}} \times (1 - \text{減価率}) = \boxed{\text{価格 (評価額)}}$$

※ この場合、求めた価格が「取得価額 × 5 / 100」より小さい時は、「取得価額 × 5 / 100」が価格となります。

(3) 償却資産の減価償却の方法及び耐用年数

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

また、原則として耐用年数表(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

(4) 償却資産の例

課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、税務会計上の減価償却資産に該当するものです。

構築物	門、塀、広告塔、野立看板、可動間仕切り、屋外消火栓、屋外給排水設備、受変電・自家発電設備、庭園(構成する庭石、立木)、舗装道路、舗装路面等
機械及び装置	食料品加工、印刷、木材、化学製品、その他の製造・加工設備、クリーニング設備、ガリンスタンド設備、土木建設機械、洗車業用設備、太陽光発電設備、その他各種産業用機械及び装置等
船舶、航空機	漁船、貨物船、客船、飛行機、ヘリコプター等
車両及び運搬具	大型特殊自動車(ロードローラー、ショベルローラー、フォークリフト等) ※自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等を除きます
工具・器具及び備品	事務機器、通信・光学機器、冷暖房機器、コンピュータ、自動販売機、医療機器、理美容機器、コピー機、切削工具、看板等

5. 都市計画税（令和6年度より廃止）

都市計画税は、街路、公園、下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるために、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として、市街化区域内に所在する土地及び家屋に課税される目的税です。

1. 納税義務者

毎年1月1日現在で、市街化区域内に所在する土地、家屋を所有している人です。

2. 税額の計算方法

課税標準額 × 税率（0.3%）＝ 税額

3. 課税標準額

（1）土地

原則として、固定資産税と同じ評価額ですが、土地について税負担の増加を緩和するため、次のような調整措置が講じられます。

① 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、価格に次の特例率を乗じた額が課税標準となります。

住宅用地の区分	課税標準額
小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡までの部分）	評価額×1/3
一般住宅用地（住宅用地のうち200㎡を超える部分）	評価額×2/3

② 市街化区域農地の税負担の調整措置

平成15年度より、市街化区域農地について課税標準額を価格の3分の2の額を上限とする措置が講じられています。

③ 税負担の調整措置

固定資産税と同様に、負担水準に応じたなだらかな税負担の調整措置が講じられています。

（2）家屋

原則として、固定資産税の課税標準となるべき価格です。ただし、新築住宅に対する軽減は、都市計画税にはありません。

4. 免税点

固定資産税が免税点未満のものについては課税されません。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。



6. 軽自動車税種別割・環境性能割

○種別割

1. 納税義務者

軽自動車税種別割は、4月1日現在、市内に主たる定置場のある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等の所有者に対して課税されます。なお、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にある場合は、買い主である使用者が納税義務者となります。

2. 税額

単位(円)

車 種		税額(年額)
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車 (白色標識)	2,000
	総排気量が50cc以下のもの (白色標識)	2,000
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの (黄色標識)	2,000
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの (桃色標識)	2,400
	ミニカー (水色標識)	3,700
軽自動車 (二輪)	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの 二輪で被けん引自動車(ボートトレーラーなど)	3,600
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなどで乗用装置のあるもの)	2,400
	その他(フォークリフトなど)	5,900
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000

(注1) 特定小型原動機付自転車とは、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下の原動機付自転車をいいます。

(注2) ミニカーとは、総排気量が50cc以下で、車室を有するか、または輪距(左右の車輪の間の距離)が50cmを超える三輪以上の原動機付自転車をいいます。

(注3) 小型特殊自動車とは、道路運送車両法施行規則の別表第一に定められている小型特殊自動車をいいます。

※平成26年度税制改正により、平成28年度から原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税率が改正されています。

車 種			税 額					
			平成 27 年 3 月 31 日ま でに初回 車両番号 指定を受 けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後 に初回車両 番号指定を 受けた車両	初回車両番 号指定を受 けてから 13 年を経過し た車両 (重課)	グリーン化特例 (※取得の翌年度分のみ適用) (軽課)		
軽自動車 (三輪)			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
軽自動車 (四輪)	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	—	—
	貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	—	—
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	—	—

〈グリーン化特例の基準〉 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた車両

※(ウ)は令和 7 年 3 月 31 日までに初回車両番号指定を受けた車両

区 分	乗用車		貨物車	
	営業用	自家用	営業用	自家用
(ア) おおむね 75% 軽減	電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車			
(イ) おおむね 50% 軽減	令和 12 年度基準 90% 達成車	適用なし		
(ウ) おおむね 25% 軽減	令和 12 年度基準 70% 達成車			

※ (ア) 天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス規制+10%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制適合車に限る。

(イ) (ウ) はいずれも令和 2 年度燃費基準達成車に限る。平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両に限る。

[参照]道路運送車両法施行規則 別表第一

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・六六〇リットル以下のものに限る。）	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・二五〇リットル以下のものに限る。）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	<p>一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ <u>農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</u></p> <p>二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			

小型特殊 自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、 <u>最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの</u>			

3. 納税方法・納期

4月1日(賦課期日)現在で課税されます。送付された納税通知書により、5月31日(休日の場合は翌営業日)までに納付してください。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合は当該年度分の税金はかかりませんが、4月2日以降に廃車をしても当該年度分の税金は全額納めていただくことになっています。



4. 申告

軽自動車等を取得・譲渡した人、名義を変更する人、または廃車にする人(現在所有していないのに廃車手続きがまだの人)は、申告を行わなければなりません。必要なものを確認のうえ、次の場所で手続きをしてください。

(1) 届出先 (軽自動車等を取得、譲渡または廃車、住所が変わったとき)

車種	届出先
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	加西市役所税務課 〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地 Tel(0790)42-8712(直通)
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 〒672-8035 姫路市飾磨区中島福路町3313 Tel050-3816-1848 (コールセンター)
二輪の軽自動車及び 二輪の小型自動車 (125cc 超)	神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所 〒672-8588 姫路市飾磨区中島福路町3322 Tel050-5540-2067

(2) 原動機付自転車(125cc 以下)・農耕作業用自動車・小型特殊自動車の手続き

申告事項		申告に必要なもの
登録	新規に購入したとき	販売証明書
	廃車済の車両を再登録するとき	廃車証明書
	他市町村からの転入	市外標識(ナンバー)、標識交付証明書
名義変更	市内名義変更(標識変更あり)	標識(ナンバー)、標識交付証明書 譲渡証明書
	市内の人から譲渡されたとき (標識変更なし)	標識交付証明書、譲渡証明書
	市外の人から譲渡されたとき (市外の標識がある場合)	市外標識(ナンバー)、標識交付証明書 譲渡証明書
廃車	車両を処分するとき	標識(ナンバー)、標識交付証明書
	市外へ転出するとき	
	市外の人へ譲渡するとき	
	盗難にあったとき	警察署の被害届受理番号、標識交付証明書
標識の再交付(破損したとき)		標識(ナンバー)、標識交付証明書

※手続きには、届出者本人確認をします。免許証等本人であることを確認できるものの提示をお願いします。

※所有者(納税義務者)と同居の家族又は販売業者以外の代理人の方が手続きをされる場合は、所有者の委任状が必要となります。

5. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等

① 交付

新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者等となった方は、軽自動車税種別割申告書及び、新規購入の場合は販売証明書、廃車済の車両を再登録する場合は廃車証明書を提出し、車体に取り付ける標識の交付を受けてください。

市が交付する標識の種類

軽自動車の種類		標識の色
原動機付 自転車	特定小型原動機付自転車	白色
	50cc以下	白色
	50cc超 90cc以下	黄色
	90cc超 125cc以下	桃色
	ミニカー	水色
小型特殊 自動車	農耕用	緑色
	その他	

② 標識の取付け

交付を受けた標識は、返納するまでの間は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければなりません。

③ 標識等の返納等

原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者等でなくなった方は、軽自動車税種別割廃車申告書を提出し、その標識及び証明書を返納しなければなりません。

また、標識を紛失又は破損等された場合は、直ちにその旨を届出て、標識の再交付を受けなければなりません。(本人の故意又は過失によって標識を紛失又は破損等された場合は、弁償金として100円を納めていただきます。)

6. 減免制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の移動手段として継続的に使用されている軽自動車等については、減免制度があります。減免は身障者等1人につき軽自動車又は普通自動車どちらか1台で受けることができます。

減免申請には、納期限までに申請書の提出が必要です。

○環境性能割

軽自動車の取得時の税金として、令和元年10月1日より、自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税環境性能割（市町税）が創設されました。ただし、当分の間、県が賦課徴収を行います。

1. 納める人（納税義務者）

軽自動車を取得した人が納税義務者となります。

ただし、自動車を割賦販売契約などにより購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2. 納める額（納税額）

軽自動車の取得価額×税率

自家用・営業用 非課税～2%

※ 税率は取得した自動車の環境性能により異なります。

※ 令和5年4月1日から令和5年12月31日までに取得した場合に限り、（ ）内の税率が適用されます。

車種		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車・燃料電池車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減車または平成30年排出ガス規準適合車）・プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン （乗用車）※	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車		
	令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1%（非課税）	0.5%（非課税）
	令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	2%（1%）	1%（0.5%）
	令和12年度燃費基準55%達成車	2%	2%（1%）
ガソリン （トラック） 【車両総重量 2.5t以下】※	令和4年度燃費基準5%向上達成車	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準25%向上達成車	1%（非課税）	0.5%（非課税）
	令和4年度燃費基準達成車	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準20%向上達成車	2%（1%）	1%（0.5%）
	令和4年度燃費基準95%達成車	2%	1%
	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2%	2%（1%）
上記以外		2%	2%

※ 平成 17 年排出ガス基準 75%低減車または平成 30 年排出ガス基準 50%低減車に限る。

3. 免税点

軽自動車の取得価額が 50 万円以下の場合は課税されません。

4. 申告及び納める方法

軽自動車の届出の際、軽自動車検査協会兵庫事務所又は軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所に隣接する県の窓口へ申告書を提出し、納めていただきます。

ナンバー種類	問合せ先
姫路ナンバー	姫路県税事務所自動車税審査・納税証明課 〒672-8035 姫路市飾磨区中島福路町 3323 Tel(079)233-8260(直通)



7. 市たばこ税

市たばこ税は、加西市内で製造たばこの製造者や、特定販売業者などが、市内の小売店に売り渡したたばこに対して課税されます。

1. 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

2. 税額の計算方法

市内で売り渡した製造たばこの総本数×税率

1,000本につき6,552円

(例):セブンスター1箱(20本入、定価600円)を市内で購入していただくと、
税額は20本×6,552/1,000=131.04円となり、約131円が加西市へ納税されます。

3. 申告納付の方法

製造たばこの製造者が、前月中に売り渡した分について、毎月末日までに申告納付することになっています。

4. たばこにかかる税の種類と金額(令和3年10月1日現在)

(単位:円)

税の種類		単位	税額
国 税	たばこ特別税	1,000本につき	820
		20本につき	16.4
	たばこ税	1,000本につき	6,802
		20本につき	136.04
県 税	県たばこ税	1,000本につき	1,070
		20本につき	21.4
市 税	市たばこ税	1,000本につき	6,552
		20本につき	131.04
合 計		1,000本につき	15,244
		20本につき	304.88

8. 国民健康保険税

1. 国民健康保険(国保)とは

国保は、病気やけがをしたときに、安心して必要な医療を受けることができるよう、加入者の方が各々の収入に応じたお金(国保税)を出し合い、助け合う制度です。

2. 国保に加入する方

加西市に住居票があり、次に該当する方は、国保に加入しなければなりません(強制加入)。

- ・ 自営業者、専業農家など
- ・ 退職等して職場の健康保険を脱退した方
- ・ パート、アルバイト等、職場の健康保険に加入していない方
- ・ 住民のうち、3ヶ月を超えて日本に滞在するものと認められる外国籍の方

※国民皆保険制度

日本国においては、職場の健康保険の加入者または生活保護の受給者以外は、全ての方(ただし75歳未満)が国保に加入しなければならないこととなっています。

※75歳以上の方は

平成20年4月より「後期高齢者医療制度」が始まりました。この制度は、75歳以上のすべての方が加入する医療制度で、運営は兵庫県後期高齢者医療広域連合が主体となって行います。また、世帯主が納税義務者となる国保とは異なり、加入者それぞれがご自身の保険料の納付義務者となります。

3. 世帯主課税・・・国保税は世帯主が納めます

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも国保の被保険者がいれば、世帯主宛に納税通知書や納付書等が送られます。

4. 国保税にかかる所得の申告

市県民税と同様に、国保税も前年所得の申告が必要です(ただし、次の(1)～(3)の場合を除きます)。

- (1) 確定申告・市県民税申告をされた方
- (2) 勤務先より市へ給与支払報告書が提出されている方
- (3) 18歳以下の方

※収入が無かった方も申告が必要です。申告がなければ軽減の適用はありません。

※適正な国保税額および医療費の自己負担割合等の決定のため、忘れずに申告しましょう。



5. 国保税の額

(1) 算定方法

$$\text{税額} = \boxed{\text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}}$$

- ① **所得割** … 加入者の前年中の所得金額により算出される金額をいい、「課税所得金額×税率」により計算します。

※「課税所得金額」とは、「前年の総所得金額等」－(基礎控除 43 万円) をいいます。

加入者が複数人の場合、課税所得金額は次式で示されます。

$$\begin{aligned} \text{課税所得金額} = & (1 \text{ 人目の加入者の前年所得} - 43 \text{ 万円}) \\ & + (2 \text{ 人目の加入者の前年所得} - 43 \text{ 万円}) + \dots (3 \text{ 人目以降同様}) \end{aligned}$$

- ② **均等割** … 加入者の人数に応じて計算される部分をいいます。
 ③ **平等割** … 一世帯につき課される部分をいいます。

【12か月分の税額について】

①：40 歳未満、65 歳～74 歳

	所得割	均等割	平等割
医療分	(課税所得金額) × 7.0%	27,000 円	18,500 円
後期高齢者支援分	(課税所得金額) × 2.8%	9,000 円	8,000 円
合計	(課税所得金額) × 9.8%	36,000 円	26,500 円

②：40 歳～64 歳 (介護分がかかります)

	所得割	均等割	平等割
医療分	(課税所得金額) × 7.0%	27,000 円	18,500 円
後期高齢者支援分	(課税所得金額) × 2.8%	9,000 円	8,000 円
介護分	(課税所得金額) × 2.7%	10,000 円	7,000 円
合計	(課税所得金額) × 12.5%	46,000 円	33,500 円

※令和 2 年度より高校生以下の方の均等割は全額減免になりました。

※令和 4 年度より未就学児に係る均等割の半分は国、県、市の負担で減免されることになり、残りの半分は市が負担することで引き続き全額減免となっています。

※①、②の方が混合している世帯は、それぞれの方の税額を合計した金額 (ただし、平等割は 1 世帯分) が年税額となります。

※年度途中で加入または脱退したときは、当市の国保加入月数に応じて、所得割、均等割、平等割それぞれを月割で計算し、その合計額を年税額とします (次式を参照)。

- ・加入 … (12ヶ月分の税額) × (加入した月から3月までの月数) ÷ 12
- ・脱退 … (12ヶ月分の税額) × (4月から脱退した月の前月までの月数) ÷ 12

(算定上の注意事項)

- (ア) 国保税の算定では、基礎控除(43万円)のみ適用となります。その他の所得控除(扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除等)は適用されません。
- (イ) 退職所得は、国保税算定上の所得には含みません。
- (ウ) 営業所得者は、専従者控除後の所得により所得割を計算します。事業専従者が事業主から受けた所得は、給与所得として取り扱います。
- (エ) 分離課税にかかる長期・短期の譲渡所得は、特別控除後の金額により所得割を計算します。
- (オ) 雑損失の繰越控除の適用はありません。

(2) 国保税の最高限度額

- ・医療分 65万円
- ・後期高齢者支援金分 22万円
- ・介護分 17万円

(3) 軽減措置

① 軽減制度(2割・5割・7割)

世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の合計総所得が一定基準以下の場合、均等割・平等割の軽減措置が適用されます。

(ア) 2割軽減

43万円+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

(イ) 5割軽減

43万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

(ウ) 7割軽減

43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

※特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療保険に移行した方で、後期高齢者医療保険制度の被保険者になった後も継続して同一世帯に所属する方

※給与所得者等：給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方)

※65歳以上の公的年金受給者の方は、公的年金所得から15万円を控除した金額で判定します。

(ア)~(ウ)の適用を受けるには、世帯主と世帯内の国保加入者の全員が所得を申告していることが必要です(所得税、市県民税で所得申告が必要なかった方、無収入だった方も申告が必要です。ただし、18歳以下の方は必要ありません)。未申告の方が一人でもいれば、たとえ実際の所得が

軽減適用となる場合でも、軽減を適用することはできませんので、必ず申告をお願いします。

② 非自発的失業に係る保険税の軽減措置（非自発的失業軽減制度）

会社倒産・解雇・雇止め等、会社都合等を始めとする「非自発的理由」により離職し、国保に加入された方は、申請により、非自発的失業軽減が受けられます。

（ア）軽減の対象者（※次の(i)～(iv)すべてに該当する方）

- i) 前年中に給与所得がある
- ii) 離職日が平成21年3月31日以降である
- iii) 64歳以下（離職日時点）である
- iv) 雇用保険受給資格者で、公共職業安定所（ハローワーク）が発行する「雇用保険受給資格者証」の第1面「離職年月日 理由」欄に記載のコードが「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかに該当する

（イ）軽減の内容

非自発的理由により離職された方の前年中所得のうち、給与所得を30/100として、所得割を計算するとともに軽減判定を行います。

（ウ）軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までとなります。
(ただし、社会保険加入等により国保を脱退された場合は、軽減は消失します。)

（エ）軽減の申請

この制度の適用を受けるためには申請が必要です。軽減に該当する場合は、雇用保険受給資格者証を持参のうえ、国保医療課で申請してください。

③ 後期高齢者医療制度創設による影響

（ア）国保世帯の一部の方が後期高齢者医療に移行した場合：

- ① 軽減判定は、後期高齢者医療に移った方と国保加入者の人数・所得で判定します。
- ② 国保世帯の一部の方が後期高齢者医療に移行した結果、国保加入者が単身となったときは、医療分と後期高齢者支援分の平等割を移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

（イ）被用者保険の加入者が後期高齢者医療に移行したため、その被扶養者（「旧被扶養者」と呼びます。ただし65歳以上）が新たに国保に加入することとなった場合：

- ① 所得割を免除し、均等割を半額にします。
- ② 国保に加入することとなった者が旧被扶養者のみの場合は、平等割が半額となります。

※ ただし、(イ)については、「①+②+軽減額」の合計が、「(均等割+平等割)×(1/2)」に満つるまでとなります。また、均等割と平等割の半額は、加入から2年間までとなります。

6. 納税の方法

(1) 普通徴収

1年間の保険税額を9回（7月から翌年3月まで毎月）に分けて納めていただきます。

(2) 公的年金からの特別徴収（天引き）

① 対象者

65歳から74歳の世帯主の方で、次のすべてに該当する方。

- ・世帯主が国保の被保険者である。
- ・世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上である。
- ・特別徴収の対象となる年金の額が年間18万円以上であり、国保税と介護保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない。

② 特別徴収される年金

老齢年金、退職年金、障害年金及び遺族年金

③ 特別徴収される税額

世帯の被保険者全員分の国保税が世帯主(納税義務者)の年金から特別徴収されます。

④ 徴収方法の変更

特別徴収の要件を満たす方でも、金融機関からの口座振替を希望される方は、口座振替による納付が可能です。ただし、長期間の滞納がある場合は、口座振替の登録がある方でも特別徴収になる場合があります。

⑤ 徴収区分

新たに特別徴収となる場合は、年税額の9分の3が上半期（7・8・9月）に普通徴収となり、年税額の9分の6が下半期（10月・12月・2月）に特別徴収となります。

また、翌年度も引き続き特別徴収となる場合は、上半期（4月・6月・8月）は2月分と同額を、下半期（10月・12月・2月）は当該年度の年税額から上半期の徴収済額を引いた残額の3分の1ずつを特別徴収することになります。

【特別徴収の新規開始年度】

徴収方法	普通徴収（納付書または口座振替）			特別徴収（年金からの天引き）		
期 間	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
期 別 （該当月）	1期 （7月）	2期 （8月）	3期 （9月）	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/9 ずつ			年税額の2/9 ずつ （年税額から上半期分を引いた残額の1/3）		

【特別徴収の継続年度】

徴収方法	特 別 徴 収（年金からの天引き）					
期 間	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収した額を引いた残額の1/3		



9. 市税の納付

1. 市税の納期限

(1) 普通徴収分

納期限	市・県民税	固定資産税 ・都市計画税	軽自動車税種別割	国民健康保険税
令和5年 5月 1日(月)		全・1期		
令和5年 5月 31日(水)			全期	
令和5年 6月 30日(金)	全・1期			
令和5年 7月 31日(月)		2期		1期
令和5年 8月 31日(木)	2期			2期
令和5年 10月 2日(月)				3期
令和5年 10月 31日(火)	3期			4期
令和5年 11月 30日(木)				5期
令和5年 12月 25日(月)		3期		6期
令和6年 1月 31日(水)	4期			7期
令和6年 2月 29日(木)		4期		8期
令和6年 4月 1日(月)				9期

(2) 給与からの特別徴収分（市・県民税）

回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	7 回目	8 回目	9 回目	10 回目	11 回目	12 回目
徴収月	R5 6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	R6 1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納期限	R5 7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	R6 1/10	2/13	3/11	4/10	5/10	6/10

※従業員が常時10名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年2回（12月10日、6月10日）とする特例があります。

(3) 公的年金からの特別徴収分（市・県民税及び国民健康保険税）

年度	令和5年度分 仮徴収			令和5年度分 本徴収		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	令和4年 2月

(4) 市たばこ税 — 毎月

(5) 法人市民税 — 随時

2. 納付場所

(1) 加西市指定金融機関

みなと銀行（本・支店、北条支店市役所内派出所） 令和4年度～令和5年度
※三井住友銀行と2年毎に交代 → 令和6年度～令和7年度(三井住友銀行)

(2) 加西市収納代理金融機関

銀行(本・支店)	みなと銀行、但馬銀行
信用金庫(本・支店)	播州信用金庫、但陽信用金庫、姫路信用金庫
信用組合(本・支店)	兵庫県信用組合
農業協同組合(本・支店)	兵庫みらい農業協同組合
ゆうちょ銀行・郵便局	ゆうちょ銀行・郵便局

※上記以外の金融機関で納付する場合は、納税者が手数料を負担することになり、市への納入・通知が遅れますので、上記の金融機関で納付するようにしてください。

(3) コンビニエンスストアでの納付

加西市では、市税の全税目について、全国のコンビニでお納めいただけます。

○次のコンビニチェーンの全国の店舗でご利用いただけます。

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・ハセガワストア
- ・MMK設置店
- ・ミニストップ
- ・ハマナスクラブ
- ・ポプラ
- ・生活彩家
- ・タイエー
- ・くらしハウス
- ・スリーエイト
- ・セイコーマート

○コンビニエンスストアではご利用いただけない納付書

- ・バーコードの表示がない納付書
- ・バーコードが汚れなどにより読み取れない納付書
- ・記載されている納付金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書

3. 口座振替制度

納税のために、金融機関や市役所の窓口にお出かけいただくなくても、納税者の方が指定した預貯金口座から、自動的に金融機関が各納期毎に振替えて納付する制度で、お忙しい方、ご不在がちの方には便利な制度です。

(1) 利用できる税目

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)

(2) 申し込み方法

金融機関の窓口に置いてある「口座振替依頼書」によって、又は加西市のホームページから「口座振替依頼書兼納付送付依頼書(郵送専用)」をダウンロードしてお申し込み下さい。

(注)上記依頼書中の「納税等義務者の名義」欄には、それぞれ口座振替の対象とする納税義務者名をご記入下さい。

- ・市・県民税・・・対象とする個人氏名
- ・固定資産税・都市計画税・・・対象とする土地等の所有者名、共有名義の場合は、「○○外△名」と記入。故人名義の場合は、市へ指定した代表相続人氏名(指定していなければ故人氏名)。
- ・軽自動車税種別割・・・対象とする軽自動車等の所有者名
- ・国民健康保険税・・・世帯主氏名(世帯主に課税されるため)

①申込時に必要なもの

口座振替依頼書、預貯金通帳、当該通帳のお届け印鑑

②振替開始

毎月末日までに取扱い金融機関が口座振替納付依頼書を受理したのものについては、原則、翌月以降に到来する納期限から振替を行います。(金融機関によって多少のばらつきがあります。)

※ペイジーによる口座振替申請

税務課・収納課・国保医療課に設置された専用端末で、キャッシュカード情報を読取り、暗証番号を入力すれば、金融機関にデータが転送され受付が完了する、ペイジー口座振替受付サービスを実施しています。

- ・対象税目：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税(普通徴収)
 - ・申請時に必要なもの：キャッシュカード
- ※但馬銀行はご利用できません。
- ※静脈認証IC搭載のキャッシュカードはご利用できません。
- ※法人名義のキャッシュカードはご利用できません。

4. アプリ決済

スマートフォンのアプリ [PayB] [LINE Pay] [Pay Pay] [楽天銀行アプリ] [auPAY] [ゆうちょ Pay]のうち利用したいアプリをダウンロードして、納付書に表示されているバーコードをアプリのスキャンで読み取り、アプリの指示に従って操作することでアプリの登録口座やチャージ残高から納付することができます。

(1) 概要

アプリ決済サービス名	納付方法等	納付可能額	利用開始日
PayB	アプリで登録した銀行口座から即時で口座振替	30 万円	R2. 4. 1
LINE Pay	LINE ウォレットのチャージ残高から支払	30 万円	R2. 4. 1
Pay Pay	Pay Pay のチャージ残高から支払	30 万円	R2. 5. 1
楽天銀行アプリ	楽天銀行口座から即時で口座振替	30 万円	R2. 4. 1
auPAY	auPAY のチャージ残高から支払	25 万円	R2. 7. 1
ゆうちょ Pay	ゆうちょ銀行口座から即時で口座振替	30 万円	R2. 9. 1

(2) 利用できる税目

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税（普通徴収）

(3) 注意事項

- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合は納付書裏面に記載の金融機関、コンビニ等で納付してください。軽自動車継続検査のための納税証明書が必要な場合は、市役所窓口で取得できます（無料）。
- ・口座振替登録をされている方には納付書が届きません。アプリ決済の利用をご希望の場合は金融機関で口座振替登録の廃止手続きを行ってください。
- ・納付にかかる手数料についての利用者負担はありません。ただし、アプリのインストール等操作時の通信料はかかります。
- ・30 万円まではバーコード付きの納付書が発行可能ですが、各アプリの支払上限額は各サービス元にご確認ください。
- ・アプリ決済後、領収印のない納付書がお手元に残りますが、二重払いにならないようご注意ください。

5. 地方税統一 QR コードを活用した納付

令和 5 年 4 月 1 日から、地方税統一 QR コード（eL-QR エル キューアール）を活用した地方税の納付が可能となっています。

納付書に付された eL-QR を読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営する eLTAX エルタックス内の特設サイト（「地方税お支払サイト」）や、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、eL-QR 対応金融機関であれば全国どの金融機関窓口でも地方税の

納付が可能となりました。

(1) 地方税お支払サイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※ 支払機能(クレジットカード・インターネットバンキング等)や、お問合せ機能があります。

※ eL-QR 対応スマートフォン決済については、20 以上のアプリが対応しています。

(2). eL-QR 対応金融機関

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

※ 上記サイトの「利用可能チャネル」欄に「窓口(QR)」表示がある金融機関
(都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行)・信用金庫・労働金庫等 372 機関)

5. 市税の滞納処分

市税は、納税者の皆さんに定められた納期限までに自主的に納めていただくことになって
います。納期限より 20 日を経過すると、たとえ、うっかりして納め忘れた場合でも納付の
無い場合は督促状を発送します。

督促状発送後は本来の税額に加え、督促手数料(100 円)を納めていただくことになりま
す。

(1) 延滞金

市税は納期限内に納めていただくのが原則ですが、何かの都合で未払いとなり、納期
限後に納付される場合は、納期限までに納付された大多数の納税者との公平を図るため、
本来の税額に加え督促手数料とともに延滞金を併せて納めていただくこととなります。
延滞金の計算は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金特例基準割合に
年 7.3% の割合を加算した割合(納期限の翌日から 1 か月を経過するまでの期間につい
ては延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に
年 1% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合は年 7.3% の割合)

期 間	延滞金特例基準割合(年)
H26 年	1.9%
H27 年～H28 年	1.8%
H29 年	1.7%
H30 年～R2 年	1.6%
R3 年	1.5%
R4 年～R5 年	1.4%

※延滞金特例基準割合とは

各年の前々年の 9 月から前年 8 月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各
月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が 1 年未満のものに限る。)に係る利

率の平均をいう。)の合計を12で除して計算した割合(当該割合に0.1%未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合

なお、平成25年12月31日以前の期間については、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6% (納期限の翌日から1ヶ月を過ぎる日までは7.3%若しくは前年11月30日経過時の特例基準割合(基準割引率及び基準貸付率+4%)のいずれか低い方の率)の割合でかかります。

(2) 滞納処分

地方税法では、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、事前の連絡や本人の同意がなくても財産を差し押えすることができる規定になっています。

しかし、加西市では、納税者の単なる不注意や、何かの事情により納付できなかったときのことを考慮して、催告書を発送し納付を促しています。それでも納税されない場合は、大切な市税を確保するために不本意ながら、滞納者の財産(給与、預貯金、動産、不動産など)を差し押えるなどの滞納処分を行うこととなります。

また、国民健康保険税については、特別な事情もないのに滞納されますと、期限付被保険者証(短期保険証)又は「被保険者資格証明書」を交付します。(被保険者資格証明書で受診される場合、医療費は一旦全額が自己負担となります。)

市税は自主的に納期限内に納めましょう！

市税の滞納は、納税者にとっては、本税の他に延滞金もかかり不利益であることはもちろん、加西市にとっても大きな損失となります。加えて、滞納整理にも多額の費用がかかり、この費用も結局は、市民の皆さんのために使われるべき貴重な市税等から支出されることとなります。

市税は、全ての市民の貴重な財産ですので、有効に使うためにも、自主的に納期限内に納めていただきますようご協力ください。

6. 納税者の権利救済制度(審査請求等) — 地方税法第19条

(1) 審査請求

市税の賦課決定、滞納処分に関して不服のある方は、市長に対して文書で審査請求をすることができます。審査請求は、文書2通を作成し、市役所へ提出してください。主な処分に対する審査請求期間及び期限は次のとおりです。

①賦課決定

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内

②督促

督促状を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内

③差押え

差押えの通知を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

(2) 処分の取り消しの訴え

処分の取り消しの訴えは、審査請求の裁決のあったことを知った日から6ヶ月以内に加西市を被告(代表者は加西市長)として処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると提起できません。

なお、処分の取り消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のような場合には、裁決を経ずに処分の取り消しの訴えを提起することができます。

①審査請求を行った日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき

②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(3) 固定資産の価格に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、加西市固定資産評価審査委員会に対し、審査の申し出をすることができます。

なお、固定資産評価審査委員会へ審査を申し出る期間は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月以内です。



10. 市税に関するお問合せ・証明について

1. 市税に関するお問合せ先

担当課	担 当	業 務 内 容	電話番号
税務課 税制係	個人住民税担当	個人の市県民税の課税について	42-8712
	法人市民税担当	法人市民税の申告等について	
	軽自動車税担当	軽自動車税の課税について（種別割）	
	市たばこ税担当	市たばこ税に関すること	
	国民健康保険税担当	国民健康保険税の課税について	
税務課 資産税係	土地担当	土地の調査及び評価と課税について	42-8713
	家屋担当	家屋の調査及び評価と課税について	
	償却資産担当	償却資産の調査及び評価と課税について	
収納課 収納係	収納担当	市税の納税相談及び滞納処分について	42-8714
		口座振替に関すること	
		督促状・催告書に関すること	

※軽自動車税環境性能割に関するお問い合わせ先

姫路県税事務所 自動車税審査・自動車税納税証明課

〒672-8035 姫路市飾磨区中島福路町 3323 TEL：079-233-8260

2. 市税に関する証明

(1) 窓口の発行

担当課	証 明 種 類	証 明 内 容	手 数 料
税務課 税制係	市・県民税 所得・課税証明書	所得額、年税額等の証明 (非課税であることの証明を含む)	1 件 300 円
	納税証明書	全税目の納税額・納付の有無に関する 証明 入札参加資格申請用の証明	1 件 300 円
	軽自動車税種別割 納税証明書	車検用納税証明書 (軽自動車、自動二輪車等) ※	無 料
	営業証明書	市内に本店又は支店がある法人で、法 人台帳に登録されていることを証明	1 件 300 円
税務課 資産税係	評価証明書 記載事項証明書	固定資産の所有者・地積(床面積)・評 価額などに関する証明	1 件(5筆又は5棟 まで)300 円
	評価通知書	登記用	無 料
	住宅用家屋証明書	登録免許税軽減申請用 (住宅用家屋の所有権保存又は売買並びに 競落による所有権移転登記)	1 件 1,300 円

※三輪、四輪の軽自動車については、令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）で軽自動車検査協会が納付情報をオンラインで確認することにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。（二輪の小型自動車の場合や、納付したばかりのため軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合、中古車の購入直後の場合、他の市区町村へ引っ越した直後の場合、対象車両に過去の未納がある場合など、紙の納税証明書が必要になる場合があります。）

（2）郵送による発行

- ①郵送での請求は、本人からの請求が原則です。昼間、連絡が取れる連絡先をお知らせください。
- ②証明年度の1月1日現在加西市に住民票のない人、課税資料のない人は証明書の発行ができない場合があります。事前に電話で確認をお勧めします。
- ③配達の日数等を含め1週間から10日程度かかります。

（請求に必要なもの）

- ① 「税務証明書交付申請書」に必要事項を記入

申請書又は任意の場合は、申請者住所、氏名、生年月日、電話番号、証明書の種類、必要枚数、使用目的を記入ください。

※様式はホームページに掲載

- ②本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証等官公庁発行の身分証明書の写し

- ③郵便局の定額小為替

手数料は郵便局で郵便小為替に替えてください。（手数料はP57参照）

- ④返信用封筒と返信用切手

請求者の住所（住民登録地）・氏名を記入し、切手を貼ってください。

- ・普通：84円
- ・速達：84円＋260円（速達料）＝344円

3. 自動交付機及び証明書コンビニ交付サービスによる税証明の発行

（1）自動交付機及び証明書コンビニ交付サービスで発行する証明書の種類

- ・所得・課税証明書
- ・納税証明書（完納証明書及び軽自動車の車検用納税証明書は除く。）

（2）自動交付機等の設置場所

- ・市役所 1階正面玄関付近
- ・アステアかさい 3階地域交流センター入口付近
- ・コンビニエンスストア等の店舗

（3）利用日等

- ・市役所 毎日 7：30～20：00（土日祝日も稼働）
※休業日：年末年始
- ・アステアかさい 毎日 9：00～20：00（土日祝日も稼働）

※休業日：12/28～1/4

・コンビニエンスストア 毎日 6：30～23：00（土日祝日も稼働）

※利用不可：年末年始

（４）手数料

1 件につき 250 円

（５）利用上の注意事項

自動交付機は「しみんカード KASAI」または「印鑑登録証機能をつけたマイナンバーカード」に、自動交付機用の暗証番号を登録している方がご利用になれます。

コンビニエンスストアはマイナンバーカード（有効な利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）が必要です。※「しみんカード KASAI」ではご利用いただけません。

発行時は、数字 4 桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書の暗証番号です）を入力します。

4. eLTAX（エルタックス）による市税の電子申告

加西市では、eLTAX（エルタックス：地方税電子申告）の受付を行っています。

eLTAX とは、地方税共同機構が運営を行っている地方税ポータルシステムの呼称で、地方税に関する手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

これにより、今までは窓口や郵送などで行っていた地方税の申告等が、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して手続きを行うことができます。

【利用可能な手続き】

税 目	申 告	申 請 ・ 届 出
個人住民税 （特別徴収）	・ 給与支払報告書（総括表・個人別明細書） ・ 特別徴収に係る給与所得者異動届 ・ 普通徴収から特別徴収への切替申請など	・ 特別徴収義務者の所在地 ・ 名称変更届
法人市民税	・ 予定申告 ・ 中間申告 ・ 確定申告 ・ 修正申告 など	・ 法人設立（設置）届 ・ 異動届 ・ 廃止届
固定資産税 （償却資産）	・ 全資産申告 ・ 増加資産／減少資産申告 など	

※詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

5. 地方税共通納税システム

全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができます。（令和元年 10 月 1 日より開始）従来のように金融機関の窓口まで出向く必要がなく、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるなど、納付事務の負担が軽減されます。

【納税できる税金の種類】（市税関係）

①法人市民税

②個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

※詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

6. e-Tax（イータックス）による確定申告の電子申告

①24 時間提出（送信）でき、還付がスピーディー

申告期間中は土・日曜日も含め 24 時間提出可能です。スマートフォンからも申告ができます。また、還付処理が 3 週間程度に短縮されます。

（マイナンバーカードまたは税務署で発行された ID. パスワードが必要です）

②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、書類の提出又は提示が省略することができます。（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）

※詳しくは、国税庁確定申告作成コーナーをご覧ください。

<https://www.keisan.nta.go.jp>

Q & A コーナー

1. 個人市民税

(Q 1) 私の父は令和5年1月20日に死亡しましたが、父の市・県民税はどのようになるのでしょうか。

(A 1) 市・県民税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、前年中の所得に基づいて課税されます。従って、年の途中で死亡された方に対しても、前年中に一定の所得があれば課税されますので、令和4年度の市・県民税の残額と令和5年度の市・県民税は、相続をされた人がその納税義務を引き継ぐことになり、あなたのお父さんの残りの税額を納めていただくことになります。なお、令和4年中に死亡された人に対しては、翌年度(令和5年度)の市・県民税は課税されませんが、所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは税務署へお問い合わせください。

(Q 2) 私は令和5年4月20日に加西市からA市へ引越しをしました。ところが6月になって加西市から令和5年度の市・県民税の納税通知書が送られてきました。現在、加西市には住んでいませんが、それでも市・県民税を納めるのでしょうか。A市からも納税通知書が送られてくるのでしょうか。

(A 2) 市県民税は、毎年1月1日(賦課期日)現在でお住まいの市区町村で課税されます。あなたの場合は、令和5年1月1日現在、加西市にお住まいでしたので、令和5年度分の市・県民税は加西市で課税されることになります。よって、A市から納税通知書が送られてくることはありません。

(Q 3) 私は、サラリーマンの妻でパート勤務しています。昨年の収入金額は、101万円でした。この場合、市県民税はかかるのでしょうか。パート収入と市・県民税の関係はどのようになっているのでしょうか。

(A 3) パート収入は、通常「給与所得」の扱いになります。パートの年間収入が93万円以下の場合、市・県民税は均等割、所得割とも課税されませんが、あなたの場合は101万円ですので市・県民税は均等割、所得割とも課税されます。給与収入と税金の関係は、次表のようになります。

パート収入金額	妻自身の税金		夫に適用の所得控除			
	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	
	均等割	所得割				
93万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	/	
93万円超 100万円以下	かかる	かかる				
100万円超 103万円以下						
103万円超 201万6千円未満			かかる	受けられない		受けられる
201万6千円以上				かかる		受けられない

※配偶者控除、配偶者特別控除は納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合は適用されません。

(Q4) 私は、令和5年1月末に会社を退職し、その後無職です。ところが先日、市・県民税の納税通知書が送られてきました。私は、退職するまで毎月の給料から市・県民税が差し引かれていましたので、これは何かの間違いではないでしょうか。

(A4) 給与所得者の場合、市・県民税を6月から翌年の5月まで12回に分けて会社が毎月の給料から差し引いて納めることになっています。あなたの場合は、退職されたため令和5年2月から令和5年5月までの4ヶ月分が給料から差し引けなくなりましたので、その残額を納めていただくため、改めて納税通知書をお送りしたものです。

(Q5) 私は、令和4年末に退職した時に残額の市・県民税を一括して給与より天引きされましたが、令和5年度も納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

(A5) 市・県民税は、所得税と違い、前年中の所得に対して翌年度に課税される仕組みになっています。従って、あなたの場合給与より天引きして納めていただいた市・県民税は、令和3年分所得に対する令和4年度の市・県民税であり、令和4年度にお送りした納税通知書は、令和4年分の所得に対する令和5年度分の市県民税ですので対象年度が異なる税金です。

(Q6) 私は、今年3月末に会社を退職しました。勤続35年で退職金は2,100万円でした。この退職金に係る市・県民税の税額はいくらになりますか。

(A6) 退職金に対する課税については、他の所得と分離して退職金が支払われるときに課税されることになっており、税額の算出方法は次のとおりです。

① 退職所得に係る市・県民税額の算出方法

(退職金の収入金額－退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ (※) × (市民税6%、県民税4%)

※勤続年数5年以下の役員等は適用なし。また、勤続年数5年以下の従業員の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額で300万円を超える部分も適用なし。

② 退職所得控除額の算出方法

勤続年数 (1年未満の端数は切上げ)	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超えるとき	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

(注) 障害者となったことによって退職した場合、上表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

あなたの場合は勤続35年ですので、②より退職所得控除額は
80万円 + {70万円 × (35年 - 20年)} = 1,850万円となり、

①の税額計算式にあてはめると

市民税：(2,100万円 - 1,850万円) × $\frac{1}{2}$ × 6% = 75,000円

県民税：(2,100万円 - 1,850万円) × $\frac{1}{2}$ × 4% = 50,000円

以上のことから、市県民税合計125,000円が課税されることになり、退職金の支払者が退

職金から差し引いて、当該年の1月1日に居住する市区町村に納入することになります。

(Q7) 私は、令和5年8月末で会社を退職しましたが、これまでは給与から市・県民税が差し引かれていました。今後はどうなるのでしょうか。

(A7) 特別徴収で市・県民税を納税しておられた方が年度途中で転勤又は退職された時は、次のとおり徴収されます。

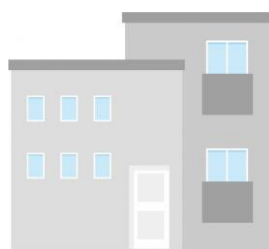
- ① 転勤の場合 — 転勤先の会社で引き続き特別徴収されます。
- ② 令和5年6月～12月退職した場合 — 未納額は個人での納税(普通徴収)となり、後日納税通知書が自宅へ送られてきます。但し、退職時に給与などから一括納付の申し出を会社へ行えば、未納額を会社から一括納入することもできます。
- ③ 令和5年1月～4月に退職した場合 — 原則として未納額を給与などから一括で納税することになります。

※ 税額は前年の所得によって決定されるので、退職後無職であっても未納額があれば納税通知書が送付されます。

※ 新しく就職した場合は未納額を給与から天引き(特別徴収)に変更することも可能です。

(Q8) 私は、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が15万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市・県民税の申告をする必要がありますか。

(A8) 所得税においては、所得の発生した時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要とされていますが、市・県民税においては、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず申告しなければなりません。



2. 法人市民税

2. 法人市民税

(Q9) 当社は、法人市民税の確定申告を行うのですが、均等割と法人税割の税額を教えてください。なお、決算期末の資本金は1億5千万円で、全従業員数480名の内、加西市内の従業員数は50人、法人税額(国税)は、3,774,875円です。(令和3年4月1日以降に開始する事業年度分)

(A9) 均等割の税率は、資本金の金額と加西市内の従業者数によって10段階に分かれています。貴社の場合、資本金が1億円を超え10億円以下で、且つ、従業員数は50人以下の区分に該当するので、均等割の額は160,000円となります。また、法人税割は、 $3,774 \text{ 千円} \times 50/480 \times 8.4\%$ (加西市の適用税率) $\div 33,000$ 円となります。

(Q10) 事業年度の途中で事務所等を廃止した場合の均等割はどうなりますか。
(資本金等の額1,000万円、加西市内従業員数15人の法人が事業年度1月1日~12月31日の途中である11月10日に加西市内の事務所等を全て廃止した場合。)

(A10) 加西市内に事務所等を有していた月数に応じて、課税されます。この場合の月数計算は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じた場合は切り捨てます。

従って、適用税率(年額)は、50,000円、事務所等を有した期間は10ヶ月と10日なので、算定期間は10ヶ月となり、

$50,000 \times 10 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} \div 41,600$

→ 均等割額 41,600円(百円未満切り捨て)となります。(令和3年4月1日以降に開始する事業年度分)

(Q11) 地縁団体には、納税義務がありますか。

(A11) 収益事業を営む場合は、法人税割及び均等割が課税されます。

法人税法上収益事業とは、販売業、製造業、不動産の貸付その他の法人税法施行令5条に列記されている事業をさします。

(収益事業の取扱いについては、管轄の税務署にお問合せください。地縁団体名義の土地を売却した場合も申告の必要はありません。)

※所得金額が一定以下の場合には減免制度があります。

(Q12) 会社を休業しましたが、どのような手続きが必要ですか。この場合均等割はかかりますか。

(A12) 「法人等の異動届出書」に休業の旨を記載して提出してください。異動日以降の均等割はかかりません。ただし、毎年現況届の提出が必要となります。

なお、事業再開後はその旨を記載した「法人等の異動届出書」を提出してください。

(休業中の取扱いは市町村によって違うため、他市の場合はご確認ください。)



3. 固定資産税・都市計画税

(Q13) 私は、所有していた土地と家屋を令和4年12月2日に他人に譲渡し、令和5年1月20日に所有権移転登記を済ませましたが、4月に市から納税通知書が送られてきました。既に他人の所有となっている土地・家屋の税金まで納める必要があるのですか。

(A13) 令和5年度の固定資産税は、令和5年1月1日(賦課期日)現在の登記簿上の所有者に対し課税することが地方税法上定められていますので、令和5年度の固定資産税についてはあなたに課税されます。なお、売買契約の際、固定資産税の負担割合を所有期間で按分されることがありますが、これはあくまでも当事者間での約束ごとの範囲内のことです。

(Q14) 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が下がらないのはどうしても納得がいきません。

(A14) 土地の評価額は、地目別に定められた評価方法により評価し、価格は売買実例価格を基に算定した正常売買価格(正常な条件の下において成立する売買価格)を基礎として求め、平成6年度の評価替えから、宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価の均衡化・適正化を図っています。これに伴い、全国平均で評価額が3倍程度に上昇しましたが、これに合わせて本来の税負担に到達するまで毎年数パーセントずつ上昇させる負担調整措置が取られています。即ち、負担水準が高い土地は、税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を引き上げていくというしくみです。

従いまして、地価の下落に伴って、すべての土地の税額が下がるのではなく、負担水準の低い土地については、逆に若干上がる場合もあります。

(Q15) 庭の一部に野菜を植えて家庭菜園にしたのですが、これは畑として評価されるのでしょうか。

(A15) 地目の認定は、原則として一筆ごとに現況及び利用目的に重点をおいて認定されます。部分的に僅少の差異の存するときでも土地全体としての状況を観察して地目の認定を行いますので、家庭菜園だけ区別して畑として取り扱うことにはなりません。

(Q16) 私と友人は、令和3年の9月に隣接する同じ面積の宅地を購入しました。友人は令和4年5月に家を新築しましたが、私は都合により令和5年の秋頃に新築する予定です。先日市役所から令和5年度分固定資産税の納税通知書が届きましたが、昨年は友人と同じだった土地の税額が、友人の税額に比べて高いのはなぜでしょうか。

(A16) あなたの友人の土地は、賦課期日(1月1日)現在で住宅の敷地として利用されていたため「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されて固定資産税が減額されています。一方、あなたの土地はまだ住宅が建築されていないため特例措置が適用されないため、税額に差が生じています。

(Q17) 私は、昨年9月に古い住宅を取り壊し、駐車場として利用していますが、昨年度に比べ、その土地に対する固定資産税が高くなりましたがなぜでしょうか。

(A17) 住宅の建っている宅地には、次の表のとおり住宅用地に対する課税標準の特例が設け

られています。これは、住宅政策上の一環として、その税額を低く抑えることを目的としています。この住宅用地の特例は、毎年1月1日現在において、土地を住宅敷地として利用されているものに限ります。あなたの場合は、昨年中に住宅を取り壊されたことにより、この特例の適用が受けられなくなったため税金が高くなったということになります。

住宅用地に対する課税標準の特例

区 分		固定資産税	都市計画税
200㎡以下の住宅用地		評価額×1/6	評価額×1/3
200㎡を超える住宅用地	200㎡分	評価額×1/6	評価額×1/3
	200㎡を超える分	評価額×1/3	評価額×2/3
住宅の建っていない宅地		特例なし	特例なし

(Q18) 私は、昨年建設業を営んでいる友人に依頼して、かなり安くマイホームを建てることができました。しかし、市で決定された評価額は、実際に支払った建築費用よりとても高いものとなっていますが、なぜでしょうか。

(A18) 固定資産税における家屋の評価では、個人的な取得事情にかかわらず、評価の対象となった家屋と全く同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）がいくらになるかを基本としています。そのため、総務大臣が定めた全国統一の「固定資産評価基準」によって評価額を求めるものとされています。具体的には、屋根・壁・床・基礎などに使われている材料に応じて評価額が求められます。

すなわち、家屋の評価額は、家屋の建築に必要な資材費や労務費などの建築費用の全てを固定資産評価基準に基づいて求めることとなりますので、実際にかかった建築費や購入価格などとの関連はありません。

(Q19) 私の住んでいる家屋は、年々老朽化していますが、なぜ家屋の評価額は下がらないのですか。

(A19) 家屋の評価額は、3年に一度の評価替えで見直しが行われます。見直しの際は、建築物価の変動率（再建築費評点補正率）と家屋の建築後の経過年数に応じた減価率（経年減点補正率）を反映させて評価額を算出します。その結果、建築費が上昇している場合には評価替え前の価額を上回る場合があります。ただし、その場合は前年の評価額に据え置かれます。

建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、以前から据え置かれている価額を下回るまでには至らず、評価額が下がらないといった場合があります。

なお、経年減点補正率は0.2が下限となっています。これは、家屋としての効果を発揮する最低限の程度は2割とする考え方によるものです。そのため、建築年次の古い建物は評価額が下がらなくなります。

(Q20) 4年前に新築した住宅の固定資産税が急に上がったのはなぜでしょうか。

(A20) 新築の住宅に対しては、3年間の固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件に該当するときは、新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税を減額する特例があります。(長期優良住宅の場合は減額制度が5年間になります。) よってあなたの場合は3年間の軽減措置が終わり、本来の固定資産税が課税されることによって税額が急に上がったものです。

(Q21) 私の父は、今年の6月に死亡しましたが、父名義の固定資産税はどのようになるのでしょうか。

(A21) 固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、通常法務局で相続による所有権移転登記の手続きをすることになります。

この相続登記を今年中に済ませた場合は、来年度からその登記名義人に課税されます。ただし、来年の1月1日(賦課期日)を過ぎてもこの相続登記がお済みでない場合は、相続人の中から代表者を決めて、市役所税務課まで届け出る必要があります。この相続人代表者の方に納税通知書が送付されます。

なお、今年度の固定資産税については、法定相続人がその納税義務を引き継ぎ、残りの税額を納めることになります。

(Q22) 私の所有する償却資産は、課税標準額の合計が免税点の150万円に満たず税金がかかりません。また、前年度とも変わりがないのですが、この場合でも申告はしなければならないのでしょうか。

(A22) 地方税法第383条の規定により、免税点未満で前年からの資産の異動がない方でも毎年申告する必要があります。

(Q23) 耐用年数を経過した償却資産を現在でも使用していますが、減少資産として申告した方がいいのでしょうか。

(A23) 使用中の償却資産は減少資産ではありません。現に事業のために使用しているものは、償却済、耐用年数経過により減少させるものではなく、また自然に消滅するものでもないため減少資産として申告することはできません。この場合の償却資産は、取得価額の5%に相当する額を評価額とし、継続して所有されていることになります。

(Q24) 年の途中の9月に廃業しました。この場合、固定資産税(償却資産)の納税はしなければなりませんか。

(A24) 土地・家屋と同様に、地方税法の規定により、固定資産税(償却資産)も毎年1月1日に所有者とした償却資産課税台帳に登録されている個人・法人に、賦課期日と同年の4月1日からの年度分の税として課税されることになっていますので、当該年度分は納税しなければなりません。

(Q25) 農地転用許可を受けた土地(田、畑)の固定資産税があがりました。転用許可後

も引き続き作物を作っているため、現況は田、畑のまま変わっていないのですが、なぜ税額があがるのですか？

(A25) 農地法に基づく転用許可を受けた農地は、現況が農地であっても、実質的には宅地等としての存在的価値を有していると考えられることから、宅地並みの課税をすることとされています。このような農地を「宅地介在農地」といいます。

宅地介在農地は、現況が類似する付近の宅地等の評価額を基準として求めた価額から、造成費を控除した価額によって評価されます。その後、転用許可を受けた土地を造成した場合は、宅地や雑種地として課税されます。しかし、諸事情により転用許可は受けたが造成に着手しないケースが見受けられ、その場合は、転用許可を取り消さない限り「宅地介在農地」として課税されたままになります。



4. 軽自動車税種別割

(Q26) 私は、軽自動車税種別割を5月に納めました。8月にその軽自動車(軽四乗用)の廃車手続きをしました。年度途中で廃車にした場合、税金は月割で還付されるのでしょうか。

(A26) 軽自動車税種別割は毎年4月1日に軽自動車税種別割の対象車種を所有している人に対して課税される税金で、年税なので月割制度はありません。あなたの場合のように年度の途中で廃車の手続きをされても、その年の税金はそのまま課税されるため還付されませんが、翌年度より課税されなくなります。

(Q27) 先日、ミニバイクを盗まれて、警察に被害届を出しましたが、市役所には何か手続きをする必要があるのでしょうか。

(A27) 原付自転車等を所有したとき、若しくは所有しなくなったときには、必ず市役所税務課へ届出をしなければなりません。あなたの場合のように、ナンバー、車両共に盗難により所有しなくなったときには、速やかに被害届受理番号のメモ、標識交付証明書を持参のうえ市役所税務課で登録抹消の手続きをしてください。

(Q28) 友人からバイクを譲ってもらったが、どうしたらよろしいでしょうか。

(A28) 市役所で登録又は名義変更できる車種は、125cc以下の原動機付自転車です。

加西市や他の市町村で既に廃車手続きが済んでいる場合、廃車証明書を持参のうえ、市役所税務課でナンバープレートと標識交付証明書の交付を受けてください。

また、既に加西市で登録があるバイクを譲ってもらった場合は、標識交付証明書(登録票)・譲渡証明書を持参のうえ名義変更の手続きをして下さい。

なお、125ccを超えたものは、神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所で変更の手続きをしてください。

(Q29) 最高時速が35キロメートル毎時未満の農耕トラクタは、道路運送車両法施行規則別表第1に定める小型特殊自動車の基準に適合する車両と判断できますが、公道を走行する場合にだけ、軽自動車税種別割を課税するのですか。

(A29) 軽自動車税種別割の課税客体の定義は、原動機付自転車についてのみ一部その範囲が限定されていますが、原則として道路運送車両法(以下「車両法」という。)の定義に基づいています。車両法でいう軽自動車等とは、「原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具」(第2条)をいうものとされ、「陸上を移動させる」とは、道路上の移動だけに限定されるものではなく、「目的として」とは、製造に際して「陸上における移動」を目的とすれば足りるものとされています。

したがって、軽自動車税種別割の課税客体となりうるかどうかの判定に当たっては、製作目的を考慮すればよいものであり、現実には道路を運行するものに限定することなく、車両法施行規則別表第1に列挙された小型特殊自動車であって、規格や構造等の基準に適合すれば、軽自動車税種別割を課すことができるとされています。

(Q30) 乗用装置を有しないものは軽自動車税種別割の課税客体とならないのですか。

(A30) 軽自動車税種別割の課税客体となるものは、道路運送車両法施行規則別表第1の小型特殊自動車の基準に該当する農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車ですが、乗用装置を有しないものについては、一般的に自動車とは明確には認めがたいので、軽自動車税種別割の課税客体とはなりません。

(Q31) 稲の刈取、集荷、脱穀等の作業を行う自脱型コンバインは、軽自動車税種別割の課税対象としての小型特殊自動車に該当しますか。

(A31) 自脱型コンバインは、刈取脱穀作業用自動車であり、当該車両が乗用装置を有し、道路運送車両法施行規則別表第1に定める小型特殊自動車の基準に適合するものであれば、軽自動車税種別割の課税客体となります。

(Q32) 軽自動車の継続検査（車検）を受けるために「納税証明書」が必要です。納税証明書はどのようにすれば取得、発行ができるのでしょうか。

(A32) 車検に必要な納税証明書は、税務課窓口で発行しています。窓口で、「軽自動車税納税証明書（車検用）交付申請書」の提出をしていただき、当該車両の軽自動車税種別割が過年度分も含めて完納であれば発行できます。

なお、三輪、四輪の軽自動車については、令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）で軽自動車検査協会が納付情報をオンラインで確認することにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。

※二輪の小型自動車の場合や、納付したばかりのため軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合、中古車の購入直後の場合、他の市区町村へ引っ越した直後の場合、対象車両に過去の未納がある場合など、紙の納税証明書が必要になる場合があります。

また、郵送を希望の方は、

①「軽自動車税納税証明書（車検用）交付申請書」（任意の様式可）

※ホームページからダウンロードできます。

②返信封筒に返送先住所、氏名および84円切手を貼ったもの

以上①②を同封して申請ください。

※任意の交付申請書には、申請者氏名・住所及び屋間連絡の取れる電話番号、車両番号、所有者氏名、所有者住所は必ずご記入ください。



5. 国民健康保険税

- (Q33) なぜ加入者全員の保険税を世帯主が課税されるのでしょうか。加入者それぞれが納めるようにしてほしいのですが。
- (A33) 加入者それぞれに課税することはできません。国保は、赤ちゃんから 75 歳未満の方までどなたでも加入でき、平等に恩恵を受けられるようになっています。もしも、それぞれが納める制度だったら、国保加入の子どもまで国保税を支払わなければならないこととなります。このような理由から、世帯主に対し課税することとされています（地方税法第 703 条の 4 第 1 項）。
- (Q34) 国保をやめて無保険になりたい。病院に行くときだけ加入することはできないのでしょうか。
- (A34) 無保険になることや病院に行くときだけ加入することはできません。
日本では、原則すべての国民が何らかの健康保険に加入しなければならないとされています（国民皆保険）。このため、国保の加入者は、職場の健康保険等に移らない限り、国保を脱退することはできません（強制加入）。医療保険制度は、病気やケガをしたとき安心して医療を受けられるよう、みんなで助け合う制度です。この制度が成り立つためには、国保加入の皆様幅広く国保税を納めていただき、国保制度の財源とすることが必要となります。
- (Q35) 国保税の負担が重く、生活がとても苦しい。もう少し安くならないのでしょうか。
- (A35) 国保税は、加入者の前年中の所得に応じて、ご負担いただく税額が決定されます。前年と比べて大きく収入が減少し、納付が著しく困難であると認められる場合や非自発的理由（会社都合）による失業の場合は、申請により税額の減額措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
- (Q36) 市によって税額が違うのでしょうか。
- (A36) 国保税の算式における算定要素（税率、均等割額、平等割額）は、各市町村がそれぞれ決定しています。これらの算定要素は、その市町村でかかる医療費に影響されます。必要な医療費をまかなうために当市でも、少しずつ税額の見直しを行っています。
- (Q37) 後期高齢者支援金分が納得できません。なぜこのような負担分が入っているのでしょうか。
- (A37) 後期高齢者医療制度は、加入者が 75 歳以上の高齢者及び障害者認定等された 65 歳以上の方のため、加入者全体の医療費が大きくなる性質にあります。また、同制度の加入者の所得は、年金を中心としていますので、加入者だけでその財源を賄うことが困難な状況にあります。そのため、現役世代が納める国保税の一部が、後期高齢者医療制度の運営に回る仕組みとなっています。健康保険は助け合いの制度ですので、ご理解をお願いします。

(Q38) 国保税の中に介護分があるのは納得できません。私は介護など受けません。

(A38) 介護保険も助け合いの制度です。高齢化によって介護保険を使う人口が増えているため、65歳以上の方が納めた介護保険料だけで介護保険制度を運営することは困難な状況にあります。そのため、現役世代(40~64歳)が納める国保税のうち「介護分」が、介護保険制度の運営に回る仕組みとなっています。なお、65歳になると、国保税の中の介護分が「介護保険料」として独立することになります。



6. 市税の納付

(Q39) 現在市税を口座振替で納付していますが、振り替える金融機関を変えるにはどのような手続きをすればよろしいでしょうか。

(A39) 口座振替をする金融機関や口座番号等を変更するときは、新規の場合と同様に「加西市口座振替依頼書」を引落口座のある金融機関に提出するだけで手続きができます。ただし、手続後登録事務が完了するまでに1ヶ月程度の期間を要しますので、余裕を持って手続きをしてください。

(Q40) 4月17日に固定資産税の納付書が届いたので、すぐ市税の口座振替を申し込みました。いつから引き落としになりますか。

(A40) 通常、市内の金融機関(郵便局を除く)へ口座振替の手続きをされる場合、月末までに手続きをしていただくと、翌月の月末以降に到来する納期分からの引き落としとなるため、次回納期月の7月から引き落としとなります。

また、郵便局をご利用の場合は、郵便局指定の申請用紙で申し込んでください。

なお、市内の金融機関・郵便局で手続きされても1ヶ月以上の期間を必要とする場合がありますのでご注意ください。

(Q41) 固定資産税の納税に口座振替を利用していますが、銀行口座の預金の残高が不足していて第1期分の引き落としができませんでした。後日入金した場合、遡って引き落とすことができるのですか。また、できない場合はどうすればいいのでしょうか。

(A41) 口座引き落とし日を過ぎた場合は、後日入金をされても引き落としはできません。引き落としができなかった分について、市役所より振替不能通知と納付書を送付しますので、直接金融機関もしくはコンビニエンスストアで納めてください。

なお、第2期分以降については自動的に納期限ごとに引き落としを行いますので、今回、残高不足で引き落としができなくても、口座振替は継続されます。次の納期分からは確実に引き落としができるよう、口座の残高をご確認ください。

(Q42) 催告書が届いたので、納税相談をして分割納付をすることになりましたが、結局納付をしていません。こんな場合どうなるのでしょうか。

(A42) 分割納付の場合は、ご本人より市税分納誓約書として、納付計画に対して了解し、不履行があった場合は、差押えなどの処分になる旨を確認のうえでご署名をいただく書類を取り交わしています。そのまま不履行が続きますと、差押えなどの行政処分の対象となるだけでなく、延滞金が新たに発生し、払っていただくべき金額が増える可能性もあります。ご事情があり、納付が計画より遅れる場合は、必ず収納課までご連絡ください。

(Q43) 私は市・県民税と固定資産税を滞納しており、これまで督促状や催告書が送られてきていましたが、これらを見逃していたら今度は、預金の「差押調書(謄本)」が送られてきました。差し押さえる前に連絡や、本人の同意が必要なのでしょうか。

(A43) 法律では納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されないときは、差押えをしなければならないことになっています(地方税法第331条等)。従って差し押さえる前に事前の連絡や本人の同意を得る必要はありません。

もし、どうしても納税することができない事情が生じた場合は、事前に収納課へ相談していただければ、できるだけ事情を考慮した方法での納税を検討させていただきます。

(Q44) 私は固定資産税を滞納していて、督促状や催告書の送付後、そのまま放っておいたら、差押事前通知書が送られてきました。その書面には「このまま納税のない場合は財産を差し押さえる」旨のことが書いてありましたが、私は独身でアパート住まいですので、財産といえるようなものはないと思うのですが、差押えのできる財産とはどんなものがあるのですか。

(A44) 差押えの対象となる財産は、動産(宝石、家具、書画、骨董、テレビ、ピアノ等)、不動産(土地、家屋)、債権(給与、年金、地代、家賃、敷金、預貯金等)、電話加入権、有価証券、自動車及び機械類等です。あなたの場合ですと給与、敷金、預貯金など、また有価証券や自動車がある場合はそれらも含まれます。

差押えの執行はあなたにとって非常に不愉快で不利益なことですし、加西市としても決して望ましいことではありませんので、早急に納税していただくか、特別の事情がある場合は、早目に収納課まで納税についての相談にお越しくください。



市税のしおり

令和5年度版

編集・発行 加西市市民部税務課・収納課
〒675-2395
加西市北条町横尾1000番地
TEL 0790-42-1110(代)
FAX 0790-42-5700

発行日 令和5年10月